## 平成19年

# 第4回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

自 平成19年5月31日(木) 開 会

至 平成19年6月4日(月) 閉 会

宮古島市議会

## 目 次

0	第4回臨時会	
	o 招集告示·····	1
	o 上程案件処理結果	2
	o 応招議員名簿 ······	3
(	○5月31日(議事日程第1号)	5
	o 会期及び日程	6
	会議録署名議員の指名について	8
	会期を定めることについて	8
	議案審議	9
(	○6月4日(議事日程第2号)4	3
	議案審議4	7

宮古島市告示第38号

平成19年第4回宮古島市議会(臨時会)を次のとおり招集する。

平成19年5月24日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成19年5月31日(木)
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議案件
  - (1) 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - (2) 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)
  - (3) 平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
  - (4) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - (5) 市有地の処分について
  - (6) 専決処分の承認を求めることについて (宮古島市税条例の一部を改正する条例)
  - (7) 専決処分の承認を求めることについて (宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条 例)
  - (8) 専決処分の承認を求めることについて (宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

## 上程案件処理結果

議案番号	件名	提	案	者	提出月日	処理月日	結 果	
議案	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別	+	市 長		平成19年	平成19年	百安司法	
第44号	会計補正予算 (第1号)	市		文	5月31日	5月31日	原案可決	
議案	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正		"		"	"		
第45号	予算(第1号)		"		"	"	"	
議案	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会		"		"	"	,,	
第46号	計補正予算(第1号)		"		"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
議案	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の				"	平成19年	継続審査	
第47号	特例に関する条例の一部を改正する条例	"			"	6月4日		
議案	市有地の処分について		"		"	,,	原案可決	
第48号	田有地の処力に フいし		,,		"	,,	小木門人	
報告	専決処分の承認を求めることについて(宮古		"		<i>"</i>	平成19年	承認	
第 1 号	島市税条例の一部を改正する条例)				"	5月31日	<b>开</b>	
報告	専決処分の承認を求めることについて(宮古	n,						
第2号	島市固定資産税の課税免除の特例に関する条				"	"	"	
<del>91</del> 2 7	例の一部を改正する条例)							
報告	専決処分の承認を求めることについて(宮古							
第3号	島市国民健康保険税条例の一部を改正する条		"		"	"	"	
<b>第 3 万</b>	例)							
意見書案	教科書検定に関する意見書	議会	会運営	含委	平成19年	平成19年	原案可決	
第 3 号	状行音状だに因り 公息尤音	員会	会提出	H	6月4日	6月4日		

## 開会日に応招した議員

友	:	利	惠	<del>_</del>	君	上	t	地	博	通	君
仲		間	明	典	<i>"</i>	平	J	良		隆	<i>"</i>
池		間	健	榮	"	亀	Ý	賓	玲	子	<i>"</i>
新		里		聰	"	上	1	里		樹	<i>"</i>
佐	久	本	洋	介	<i>"</i>	與	那	覇	タズ	子	<i>"</i>
砂		Ш	明	寛	<i>"</i>	下	t	地		智	<i>"</i>
前		JI[	尚	誼	<i>"</i>	豊	見「	Ц	恵	栄	<i>"</i>
與	那	嶺	誓	雄	<i>"</i>	富	j	永	元	順	<i>"</i>
山		里	雅	彦	<i>"</i>	富	Ř	兵		浩	<i>"</i>
池		間		豊	<i>"</i>	下	t	地	秀	<del></del>	<i>"</i>
宮	;	城	英	文	<i>"</i>	下	t	地		明	<i>"</i>
眞	榮	城	德	彦	<i>"</i>	池	F	間	雅	昭	<i>"</i>
新		城	啓	世	"						

## 平成19年6月4日に応招した議員

嘉 手 納 学 君

# 平成19年

# 第4回宮古島市議会(臨時会)会議録

5月31日(木) 初 日 (議案上程、説明、聴取、質疑(付託))

## 平成19年第4回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成19年5月31日(木)午前10時開会

日程	星第	1				会議録署名議員の指名について			
"	第	2				会期を定めることについて			
"	第	3	議	案第 4	7号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条	:例の	一部	を改
						正する条例	(市	長提	出)
"	第	4	"	第4	8号	市有地の処分について	(	"	)
"	第	5	"	第4	4号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算	第1	号)	
							(	"	)
"	第	6	"	第4	5号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)	(	"	)
"	第	7	"	第4	6号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第	;1号	·)	
							(	"	)
"	第	8	報台	告第 1	号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の-	·部を	改正	する
						条例)	(	"	)
"	第	9	"	第 2	号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市固定資産税	の課	税免	除の
						特例に関する条例の一部を改正する条例)	(	"	)
"	第	1 0	"	第 3	号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保	<b>換稅</b>	条例	の一
						部を改正する条例)	(	"	)

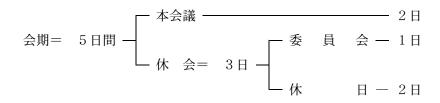
## ◎会議に付した事件

議事日程に同じ

## 平成19年第4回宮古島市議会臨時会会期日程計画表(案)

平成19年5月31日(木)午前10時開会

月	日	曜	種 別	日 程		摘	要	
				会議録署名議員の指名について				
	) 1 🖂	<b>-</b>	→△業	会期を定めることについて		田田	۵	
5月3	5月31日 木		3 1 口   小   平云萌		本会議	議案上程、説明、聴取、質疑(付託)	開	会
				補正予算及び専決処分案件の処理				
6月	6月 1日 金 休 会 委員会							
6月	6月 2日 土 "							
6月	3 日	日	"					
6月	4日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決		閉	会	



## 平成19年第4回宮古島市議会臨時会会議録

平成19年5月31日

(開会=午前10時07分)

## ◎出席議員(25名)

(散会=午後5時15分)

議	長 (1 番)	友 利 惠	<u> </u>	君	議	員 (14番)	眞榮城	德 彦	君
副議	長(22")	下 地	智	"					
議	員 (2 ")	仲 間 明	典	"	"	(16")	新城	啓 世	"
"	(3 ")	池間	業	"	"	(17")	上 地	博 通	"
"	(4 ")	新 里	聰	"	"	(18")	平 良	隆	"
					"	(19")	亀 濱	玲 子	"
"	(6 ")	佐久本 洎	介	"	"	(20")	上 里	樹	"
"	(7 ")	砂川明	寛	"	"	(21")	與那覇	タズ子	"
					"	(23")	豊見山	恵 栄	"
"	(9 ")	前川尚	誼	"	"	(24")	富 永	元 順	"
"	(10")	與那嶺 誓	雄	"	"	(25 ")	富 浜	浩	"
"	(11")	山 里 雅	彦	"	"	(26 ")	下 地	秀 一	"
"	(12")	池間	豊	"	"	(27")	下 地	明	"
"	(13")	宮城	文	"	"	(28")	池間	雅昭	<i>"</i>

## ◎欠席議員(2名)

議 員(8番) 棚原芳樹君 議 員(15番) 嘉手納 学君

## ◎説 明 員

市長	伊志嶺 亮 君	上 野 支 所 長	砂川正吉君
副 市 長	下地学"	消 防 長	伊舎堂 勇 "
総 務 部 長	宮川耕次"	水 道 局 長	砂川定之"
企画政策部長	久 貝 智 子 "	総務課長	伊良部 平 師 "
福祉保健部長	上地廣敏"	財 政 課 長	石原智男"
経 済 部 長	宮 國 泰 男 "	財 政 課 主 幹	石垣明良"
建 設 部 長	平良富男"	企画調整課長	下地信男"
伊良部総合支所長	垣 花 恵 "	教 育 長	久 貝 勝 盛 "
平 良 支 所 長	狩 俣 照 雄 "	教 育 部 長	長濱光雄"
城 辺 支 所 長	饒平名 建 次 "	生涯学習部長	二 木 哲 "
下 地 支 所 長	平良哲則"		

## ◎議会事務局職員出席者

 事
 務
 局
 長
 下
 地
 嘉
 春
 君

 次
 長
 荷川取
 辰
 美
 "
 庶
 務
 係
 長
 友
 利
 毅
 彦
 "

 補佐兼議事係長
 砂
 川
 芳
 徳
 "

## ◎議長(友利惠一君)

ただいまから平成19年第4回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

(開会=午前10時07分)

本日の出席議員は25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

## ○事務局長(下地嘉春君)

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る4月26日、那覇市において、平成19年度県・市町村行政連絡会議が開催され、出席いたしました。 次に、4月27日、うるま市において、沖縄県後期高齢者医療広域連合会発足祝賀会が開催され、参加いたしました。

次に、5月24日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第4回臨時会の招集告示通知がありました。

次に、5月25日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第4回臨時会に付議すべき議案の送付がありました。 次に、5月28日、当局の提出議案の事前説明会の終了後に議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日5月31日から6月4日までの5日間とするのが適当であると決しました。 これで諸般の報告を終わります。

## ◎議長(友利惠一君)

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において下地明君と與那覇タズ子 君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日5月31日から6月4日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

## ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日5月31日から6月4日までの5日間とすることに決しました。 なお、議事の都合により6月1日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承 願います。 これより、日程第3、議案第47号から日程第10、報告第3号までの8件を一括議題とし、提案者から提 案理由の説明を求めます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時11分)

再開いたします。

(再開=午前10時20分)

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

平成19年第4回宮古島市議会(臨時会)に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案3件、条例議案1件、議決議案1件、報告3件の合計8件であります。

予算議案3件については、18年度の歳入が歳出に不足しているため、地方自治法施行令第166条の2に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる内容の補正であります。

最初に、議案第44号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、10億2.197万円の補正増であります。

歳入からご説明いたします。11款諸収入は10億2,197万円の補正増で、歳入欠陥補てん収入の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。10款前年度繰上充用金は、10億2,197万円の補正増であります。 以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額を、 歳入歳出それぞれ68億3,220万7,000円と定めてあります。

次に、議案第45号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、33億1,195万7,000円の補正増であります。

歳入からご説明いたします。 5 款諸収入は33億1,195万7,000円の補正増で、歳入欠陥補てん収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。6款前年度繰上充用金は、33億1,195万7,000円の補正増であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、宮古島市港湾事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億2,843万5,000円と定めてあります。

次に、議案第46号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、8億4,746万6,000円の補正増であります。

歳入からご説明いたします。 5 款諸収入は8億4,746万6,000円の補正増で、歳入欠陥補てん収入の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。4款前年度繰上充用金は、8億4,746万6,000円の補正増であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市公共下水道事業特別会計予算の総額を、歳 入歳出それぞれ14億9,358万4,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。平良下崎地区の土地売買契約に関する一連の事務手続きにおける不手際について、また議会議決を得たトゥリバー地区売買に伴う専任媒介業者成功報酬を活用せず売買交渉が破談になったことについて、議会や市民に対する市長及び副市長としての責任を処するため、本条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第48号、市有地の処分について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条例)。地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、宮古島市税条例の一部を改正し、平成19年4月1日から施行することになるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例)。沖縄振興特別措置法第17条等の地方税法の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正し、平成19年4月1日から施行することになるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する必要があるが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

## ◎議長(友利惠一君)

これで提案理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

(休憩=午前10時28分)

再開いたします。

(再開=午前10時29分)

午前の会議はこの程度にとどめまして、午後の会議は2時から再開いたします。 休憩いたします。

(休憩=午前10時29分)

再開いたします。

(再開=午後2時00分)

午前に引き続き、会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

## ◎下地 明君

市有地の処分についてをお聞きしたいと思います。

午前中に議員全員で視察いたしまして、改めて市有地売買の不動産の鑑定士のですね、単価について、余りにも低いんじゃないかと、そういうふうな思いが強く感じられました。売買金額は約2億円に近い金額になっておりまして、非常に今の市の財政状況からした場合には、こういうふうな市の市有地をできれば買い手がおれば早目に処分して、これから財源の補てんにしたいと、その強い気持ちは察するに余りありますけども、しかしやはり幾ら厳しいとはいえ、自分の財産を処分する場合には、どうしても向こうだけは、自分の家が転んでも手放さないという土地は、普通個人でもあるんですよね。ただ、この今度の議案に出してある平安名崎の市有地というのは、これはもうトゥリバー以上にもう日本百景の一つであるというふうに言われておりまして、すばらしい景勝地でありまして、こっちだけはこの金額で決まるということは余りにもしのびがたいと私は考えております。

2億円というお金は、今の宮古島市にとってはにのどから手が出るほど非常に大金であると思いますけれども、私はこの鑑定士の評価には、これはもう何もくちばしを挟むあれはないけども、なぜ鑑定士の単価どおりでそのまま売らんといかんかと。新聞紙上では仮契約もやったというふうな結果も報じられておりましたので、これよりすべてこれを平均したら、もう1,000円は切りますけども、交渉の過程において、この鑑定士の評価以上に何とかお願いしますというふうなことはやったのかどうかを一応お聞きしたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

鑑定士の設定した価格が安過ぎるのではないかというご質問でございます。

双方でですね、鑑定を入れまして、市としては平米1,050円、そして相手方は940円ということでありまして、市の鑑定をむしろ向こうにお願いして、そのような価格を設定してありますので、そういう意味では市にとって幾分ですね、有利な形で価格設定はされているものというふうに考えております。

#### ◎下地 明君

正直申し上げて、私もこの種の不動産に関しての認識はこれまでほとんどございませんが、今年に入ってからですね、この地域のすぐ近辺ではないけども、同じ城辺地区内において、本土の業者が、面積とその売買した方は私もはっきり申し上げられませんが、取引したというふうな情報を聞きまして、推測こういったところで申し上げて大変失礼でありますけども、実際に計画などもされたということを聞いており

ますので、あえて申し上げますが、この平安名崎と比較したらもう比較にもならないほどの辺地な場所を ある程度、推測で大変申しわけございませんが、これの二、三倍以上で取引があったというふうなことを、 情報を私は得ております。

何といっても、これは市民の皆様方からやっぱり聞いても、なぜ財政が厳しいのに、また2億円ぐらいするのにまたこれを反対するのか、一般市民が考えるかもしれませんが、やはりこれはただで眠っている土地でもないんですよね。これまでに借地料もちゃんと取っておりまして、年間800万余ですか、の借地料も入っておるわけでありますので、私はもし、本当に困っているわけですから、宮古島市は。できればですね、もう少し高く買ってくれんかというふうなことを今度あたりにでも申し出たら、必ずこれの倍以上では売ることはできると私は確信するんですよ。

そういうことで、こんなに厳しいわけですから、当局といたしましてはそういった不動産関係の方に、 実はこういうふうな土地がありますけども、もし買ってくれないか、まず幾らで買うかというふうな交渉 等はやったことあるのかどうか、一応お聞きしたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

この土地につきましては、平成4年からですね、ずっと賃貸関係でですね、これまで土地、一帯の開発計画につきましても県知事の許可を得てやっております。したがいまして、平成24年まで一応賃貸契約を旧城辺町時代にやっておりますので、それ以外の相手方というのは現在考えておりません。

財政上の件もありますし、その単価の設定に当たりましては、財政問題もありまして、むしろ高く売れればそれにこしたことはありませんが、土地のその単価設定につきましては、やはり地域の土地取引のバランスといいますかそういったのも、これをきちっとバランスをとりながらやっていくのもまた行政の責務だろうということもありまして、そういった専門の鑑定士に沿ってですね、一応単価を設定したといういきさつがございます。

## ◎下地 明君

確かに部長がおっしゃっているとおり、平成4年から平成24年の6月24日までの20年間、一応借地。そういった権利を有している会社が今手を挙げておりますけれども、私はもう、繰り返すようですけども、今宮古島市が大変な目に遭っているのは、もう市長がきのうも、職員に対しても申し上げているとおりでありますので。こういったときこそですね、私はこういうふうな土地の売買についても、慎重に慎重を期して、ここでこの契約期間があったにしても、この今求めているほかに対しても、先程申し上げたとおり、倍ぐらいでもいいから単価を上げてくれんかと、もっともっとお願いと、もちろん我々議会としましてもこの土地が仮に間違ってでも今の方が買って転売しようもんでしたら、例えば約2億で買って、2億5,000万でもいいでしょう。もっともっと高く売れたとした場合には、これはもう我々議会も責任をとらざるを得ないと、そういうふうなことも起こり得るわけですよね。だから、私はあえて申し上げますが、この売買するに当たってはいろいろとありますけども、これをくぐり抜ける道など私には余り、ちょっとこまでは、わかりませんが、土地売買仮契約書ですね、いろいろありますけども、もしもこれが転売されたら、本当にもう議会も全責任を負わなければなりません。私はあえてお聞きしますが、これは全く100%転売するということだけはあり得ないですよね。これを一応私はお聞きしたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

一応売買契約の件では、その用途に従いまして、2年間以内に用途のとおり供すると、それから5年間はそういった変更はあり得ないということで、その都度ですね、売買後も一応市の承認なしではできないようになっております。問題は、その後そういった、その後ですね、どうなるかというご心配かと思います。これにつきましては、そういったずっとですね、県に開発行為の申請もされておりまして、また昨年からずっと、そういったコンドミニアムですとかリゾート計画等がずっと1年がかりで積み上げてきた成果ですので、そのようなことはないものと一応考えております。

(議員の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午後2時12分)

再開いたします。

(再開=午後2時12分)

## ◎上地博通君

私もその土地売買契約に関してちょっとお聞きしたいと思います。

今部長がおっしゃったように、用途指定でこれはされております。宮古島につきましては、不況ということで、リゾートホテルができて雇用が促進されるならばというような考え等があってこの土地の売買を行おうとしているというふうに理解するんですけれども、今話されたように平成4年からこの土地は、結局はそういう目的で取得をしたいというふうなことで借り上げをしてあったはずなんですけど、これが今までできなかったというのはなぜなのか。そして、これが今度リゾート開発したいということで計画が上がってきていますけども、市はこの業者が、これまで15年間もできていない計画が、なぜできると判断をしたのか。私は、これまでもその担当の方に対して、その会社における財務諸表、要するに貸借対照表と損益計算書の提出を求めておりますけれども、これが提出できないという返事をもらっております。なぜできないのか。これは、我々だから、じゃ我々議会はですね、何を基準にしてこの開発ができるかどうかというのを判断すればいいのか、わからないわけですよね。これは、なぜそういうことができないのかということとですね、もう一つは2年以内に目的に供しない場合にはというふうな説明がありましたけれども、じゃ名義変更まですべて終わって2年間たった、これが目的に使用できない、この場合にどうするのか。市は財政逼迫しており、この土地を買い戻すことは多分できないと思うんですよ。これをどうするのか、このめどはどうなるのか、この点。

それから、もう一つは指定用途の変更等におきまして、12条ですね。一応いろいろ変更しようとした場合とかという理由はあっておりますが、これ例えばどんな場合が想定されるのか、これもお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、13条において譲渡禁止等がうたわれておりますけれども、なお次の各号においてはその限りでないという欄の1番目のところでですね、関連会社に、特定外目的会社を含むということで関連会社に売買土地の所有権を移転することは認めるというふうになっております。これは、もう幾らでも転売ができるというふうに解釈できるんですけれども、この解釈はどうなっているのか。これは、どういうふうに解釈すればいいのかですね。この辺の説明と、もう一つは、これは多分吉野か保良か知りません

が、その辺の集落からのいろんな問題、入り浜権とかいろんな問題があると思います。こういうことに関して、周辺住民の理解は得られているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

上地博通議員の財務諸表の提出がなぜ難しいかというご質問にお答えします。

確かに会計報告書としてきちっとこういうのが出せればとてもいいんですが、一応これまでですね、市としましては、普通財産の譲与あるいは譲渡の申請におきましては、財務規則253条におきまして関係図面及び契約書、案を提出すると。あわせてですね、納税証明、これ財務規則にはうたっておりませんが、市長が必要ということで、納税証明とか登記謄本類ですね、そういったものを一応義務づけております。したがいまして、契約時においてはですね、こういった経済諸表、議員のおっしゃるように、とてもこういったのは必要性も最近感じますが、今のところは財務規則上はそういうふうに扱っております。それで、議員から提起のありましたときに担当が何回も連絡しましてお願いしたんですが、やはり土地売買の時点では、そういった財務諸表等については、特に必要性は感じないというようなことでした。そういうことで、これはまた企業に強制もできませんので、強くお願いしてきましたけれども、一応そういうことで残念ながら理解が得られませんので、ご了承いただきたいと思います。

## ◎財政課長(石原智男君)

地域住民の合意は得られているのかというお問いでございますけれども、開発行為の許可がですね、城 辺町時代に県に申請されまして、平成4年2月5日に許可がされておりますので、それとリゾート法で重 点整備地区に指定されておりまして、特に地域住民の合意はその中で得られていると考えます。

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時22分)

再開いたします。

(再開=午後2時23分)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

旧城辺町時代はそういった開発はしなかったけれども、なぜ今そういう状況になったかという、所有権 を移転をしまして、自分たちでやっぱりきちっと持ってやった方が得策であろうということで、昨年から ですね、そういった話が出てきたということでございますので、そのように理解しております。

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時24分)

再開します。

(再開=午後2時25分)

## ◎財政課主幹(石垣明良君)

13条の第1号は転売可能じゃないかということなんですが、これは1号にあっても、2号にあっても、 事前に書面をもって公開、承認を得るということに規定されていますので、事前にちゃんと調査ができる ものと思っておりますんで、転売、貸し付けが簡単にできないものと考えております。

## ◎上地博通君

私は、10条関係において、2年以内にこれを目的に供しない場合にはどうするかということをもう一つ聞いていたと思うんですよ。というのは、これを聞くのはですね、これまでもこの土地というのは最初取得して、要するに城辺町と話をしたのは別の企業なんですよね。それが今の企業にかわっているわけですよ。これは、阻止できていないわけですね、その時点でも。今回も同じようなことで、じゃ別のところからもう一度買いたいとかいろんな話があった場合に、宮古島市がこれはこういうことはできません、この土地については買い戻しをしますということができるかどうかが、私はもうできないと思っているわけですから、今の財政状況では。じゃ、できもしない条項を盛り込んでおいて、これを守れといったって、これ無理だと思うんですよね。この場合にどうするのか。市は、これを買い戻す準備はあるのかどうなのかをまず聞いたわけですよ。もう一度これについては答えてもらいたいと思います。

それから、もう一つ、用途指定変更の場合、どういう状況が想定されるかということを聞いていますけど、これについても答えはいただいておりません。これももう一度やっていただきたいと思います。

今話したように、保良の地域の住民に対して、15年前に許可をとってあるから大丈夫だという答弁でありますけれども、しかし15年間というのは、その許可についてもいろんな条件変更が加わってきていると思うんですよ。その条件変更が加わった時点において、条件が変われば地域の住民の考えも変わるわけですから、その都度地域住民に対しては説明なりそういうものを求めていかなければいけないと思うんですが、これが全くその辺についてはなされていないということ。じゃ、今もし万が一ですよ、この件について地域住民から反対運動が起こった場合にはどうするのか。これはどう対応するのか。これ非常に大事なことだと思うんですよね。これをどうするのか、じゃ答えてもらいたいと思います。

それと、13条の今話が出ましたこういうことはないと考えられると、市が把握できるということでありますが、市は把握をしていてもね、今財政事情が厳しかったら、これを買い戻すことさえできないと思うんです。じゃ、業者側の言いなりになって、はい、もうここでしか自分たちには開発はできませんので、どうしても認めてくださいといった場合に、これが嫌だと言えますか。買い戻す力もない。じゃ、どうするかといったら、業者に任せるしかないじゃないですか。これをどうするのか。百歩譲って、この業者が早目にもうリゾートホテルをつくりたいというような考えで、恐らく対する申請いろんなのを出してくると思うんですけれども、これが5年も10年もいろんな問題でごたごたでできなかった場合には、これはだれが責任をとるのかという問題です。言っているように、じゃ我々議員も、今この問題を真剣に検討してオーケー出さなきゃいけない時期なのに、この会社がですね、本当に15年間も手をつけなかった会社が、今自分ちがやりますといって、我々は何の判断でこれができるかどうかを判断すればいいんですか。その貸借対照表さえも、損益計算書さえも出てこない会社に対して、我々は何の基準をもってやればいいのか、これ全く何もできないと思うんですよ。

私が言いたいのはですね、今まで平良市時代から業者の選定に対してこういうことをやって来ないから、いろんな問題が出てきたと私は思っています。業者の選定を間違えるというのは、一番はそこら辺にあると思うんですよ。業者の力を見抜くことができるかどうか、これは過去何年間かの財務諸表を見る以外に方法はないわけですよ。なぜこれが出せないのか。私どもは、これが出せないということは、この会社は

真剣にこれを入手して開発行為をしようとしているとは考えられないんですが、当局が本当にこれができるという判断をしたというのはなぜなのか。これの根拠を示してもらいたいと思います。

それと、もう一つは、今我々がこの契約書がこれはちょっと不備だからということで、この問題についてこの契約書を変更してほしいという申し出がもしこの議会の場であったとした場合、この契約書の変更は可能なのかどうなのか、これをお聞きしたいと思います。

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時31分)

再開いたします。

(再開=午後2時32分)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

財務諸表が出せないのに、なぜこの経営が大丈夫か、どういう判断基準かというご質問でございます。 これまでにもいろいろとお願いしてきましたけれども、吉野の方はですね、一応口座を開設しまして、 この値段の残高証明といいますか、預金通帳の。そういった写しを一応示しております。ですから、そう いった努力はしていただいております。

それから……

(議員の声あり)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

そういったことでですね、私たちも財政状況も踏まえてですね、一応きちっとこれをやっていきたいと 考えております。

それから、10条に関する指定用途に供する、その買い戻しができないではないかというご質問です。17条におきましては、義務を履行しないときは契約を解除することができるということにも触れております。 買い戻しができないという前提ですが、これは状況を見ないと何とも言えないと思いますので、契約は契約としてきちっと遵守していくように一応努力してまいります。

それから、そういったご心配されている転売ですとか、あるいはこれまで放置したらどうなのかというようなことがですね、ないように、また契約後もですね、ずっと監督といいますか、きちっとしたそういう対応をして、2年以内の始期、あるいは5年以内のきちっとしたその用途に供していただくというようなことについても、しっかりとチェックしていきたいと、このように考えております。

それから、地域住民との合意の件についてはですね、これまで長い間そういった開発計画については県知事の認可を得ております。変更、修正でですね、今日に至っておりますので、その経緯もありますが、一応私たちは地域住民の合意は得られているものというふうに考えております。そういった立場でですね、今回のこの契約についてはぜひご理解いただきたいというふうに考えております。

## ◎上地博通君

今部長の説明によりますと、遵守させたいということで、これは当たり前のことなんですよね。一つ私が言っているのは、契約変更ができるかということについても、これ答弁していないですから、この契約書の変更ね。これができるかどうかももう一度聞きますけれども、なぜ私がこれほどこういうことにこだ

わっているかといいますとね、これまでこの土地というのは、要するに日本百景にも指定されるぐらいの 景勝地といいながら開発ができなかったというのは、今言っているようにこの業者がここに借地権を持っ ているもんだから、だれも手がつけられなかったのが一つの原因だと思うんですよ。これが15年間も手を つけなかったけれども、今やったと、しかも当局から財務諸表の提出、私どもも何を基準にしてこの会社 が本当に開設の意思があるかどうかを判断するためにはこういうものが必要だということで請求したわけ ですが、これが出せない。じゃ、当局は何をもってこれができるという判断をしたのかということは示さ れない。我々も、どうすればいいの。じゃ、金がないから、本当にもう二束三文でもどんなことを言って も売らなければいけないのということになっていくと思うんですね。これは、今まで平良市時代から同じ ことを繰り返してきたから、これを心配しているんですよ。

一日も早くリゾートホテルをつくって島の市民を雇用してもらいたいというのは、もちろんだれも反対する者はおりませんし、これは大賛成であります。しかし、これが本当にできるかどうかを見定めるためにどうすればいいかということを今議論しているわけですね。この議論をそのままに、じゃ議論のための書類さえもないと、我々はどうすればいいのかというのは、判断ができないわけですよ、正直言って。だから、言っているように、これはもう相手を信ずるしかないということですか。今まで信じて何回裏切られていますか。これがあるから、そういう書類とかというものをちゃんと準備してもらいたいと、我々が判断できるような書類を持ってきてもらいたいということを言っているわけですよ。

ですから、もう一度聞きますけれども、これ財務諸表、本当、まだ採決までありますから、これから提出することができるのかどうなのか、これができない場合には、私に関して言えば、もうこの問題についてどうのこうのということはできないんじゃないかと思っていますから、最後に答弁をもらいたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

議員の方からの提案があって以来ですね、昨日あたりから精力的にその話を詰めておりますし、またこの議会始まる前にも電話を入れたりして、何とかお願いしてきたところです。

そのあたりでですね、現在まで財務規則にこういったきちっとした財務諸表等、市長が求める項目にですね、今後こういうのもつけ足してですね、しっかりしたそういった踏み込んだ状況まで出してもらうという大きな課題があります。ただ、現状ではこういった財務規則に基づいてやってきた、売買に関係してはやってきたといういきさつがありますので、あしたの委員会までに、また再度、もう一度ですね、働きかけてみたいと思いますんで、よろしくお願いします。

## ◎財政課長(石原智男君)

契約の変更は可能かという質問でございますけれども、今のところ変更は考えておりません。

(「休憩願います」の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午後2時40分)

再開いたします。

(再開=午後2時40分)

## ○財政課長(石原智男君)

変更についてはですね、相手方もありますので、双方で協議をして、できるかどうかはまたその場で調整していきたいと思います。

## ◎新城啓世君

私は、議案第47号に関連しまして、お伺いしたいと思います。ただ、質問事項がですね、多岐にわたりますので、答弁漏れがないように、あらかじめ市長にお渡ししたいと思いますが、よろしいですか。質問事項につきまして、多岐にわたりますので、答弁漏れがないようにですね……

(「通告中……」の声あり)

## ◎新城啓世君

今、通告じゃないですけど、市長にこの質問事項をお渡ししたいと思いますので……

## ◎議長(友利惠一君)

丁寧にやろうという。

## ◎新城啓世君

はい、そうです。丁寧にです。よろしいですか。

## ◎議長(友利惠一君)

はい、どうぞ。

## ◎新城啓世君

失礼しました。

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時43分)

再開いたします。

(再開=午後2時43分)

## ◎新城啓世君

昨日の新聞ですけども、緊急声明を出されたばかりだというのに、今日の議会冒頭からまた緊張感のない執行部の姿勢を見せていただいております。大変心配でありますけれども、この議案第47号、これに対する市長姿勢こそが、私はこれからの宮古島市政を判断する一つの大きな材料になるかと思いまして、いろんな視点から、この辺の背景をですね、ただしていきたいと思いますので、市長におかれましては、ぜひご答弁が漏れないようにお願いします。

まず、この議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案ですけれども、まず提案理由にあります下崎地区の土地売買に関する一連の事務手続における不手際とは何を意味するのか、ご説明をお願いします。

二つ目に、いわゆるこの不手際に対する減給の根拠について、昨日の議案説明会で総務部長が、他町村の先例に倣ってと話されましたが、その他の町村の先例についての提示説明をお願いします。

三つ目に、もし法令に基づき結ばれた契約が粛々と進められておれば、相手方は契約を履行したかもしれないし、また少なくとも期限内納金が不能になった時点で契約保証金の800万円は没収となったはずで

あり、契約行為による不利益をこうむることもなかったと考えます。市長は、この点に関して、市民に不利益を与えていないと言明されましたが、その理由についてのご説明をお願いします。

4番目に、この不手際は関係部署の職員の起案に始まり、主幹、課長補佐、課長も含めて部長、副市長、市長に至るまで押印したことが原因になっているわけですけれども、これだけの数の職員が、市長以下だれ一人として不手際を起こしたと見抜けなかったことに対する市長の見解を求めます。

5番目に、この地方自治法違反に始まる不手際問題について、本議会は調査特別委員会を設置、数回に わたる調査、審査を経て、委嘱を受けた住民の委員が市長をトップとした組織ぐるみの違法な行政行為が 行われたとして20件近い違法行為を指摘しております。ところが、市長は市の顧問弁護士の意向を受け、 法令等違反は1件のみと反論いたしました。そこで伺いますが、宮古島市議会の付託を受け、調査、審査 した調査特別委員会の報告書と市の顧問弁護士の調査報告書に対する反論文について、改めて市長の見解 をお聞かせいただきたいと思います。

そして、現在でも法令等違反は1件のみとお考えなのか、さらに当初契約が無効だから、変更契約という行政行為については討議がないという顧問弁護士の反論については、いずれしかるべき判断がなされなくてはならないと考えますけれども、行政行為において、市長職務代理者がおりながら、当然市長不在ですから、その間において事務処理上、市長の決裁はあり得るのか。そして、あり得ないとすれば、市長決裁文書の存在は公文書偽造に当たらないのか。そして、もしこれが公文書偽造に当たるとすれば、その責任の所在はどこにあるのか。さらに、もしこれが公文書偽造に当たらないとすれば、その根拠は何か、お示しいただきたいと思います。

それから、市の行政行為に対する議会の指摘について、市の顧問弁護士の弁護を盾に議会に対し反論する手法は、法廷論争と勘違いしている経緯があります。市民の代表である議会の指摘に対し、市税で雇っている市の顧問弁護士の論理で議会、つまり市民に抵抗することは、公私混同も甚だしいと私は考えます。いかがでしょうか、市長。

七つ目、執行部の立場で判断する弁護士が市の顧問弁護士であるならば、議会の立場から反論できる弁 護士を雇うことはできるのか。

それから、市の顧問弁護士は市民の利益擁護がその本来の役割と思いますが、調査特別委員会の判断が 誤りであるとして指摘する市長擁護論述は、市民の利益にならないと思いますが、このことについての市 長のお考えをお聞きかせいただきたいと思います。

また、顧問弁護士のそれなりの説明があってしかるべきだと考えますけれども、これについても市長、 お聞かせいただきたいと思います。

それから、市民の代表である議会の負託を受けた調査特別委員会の審査結果に対しては、市長は真摯に受けとめる必要があるかと思います。市長として不服があるのであれば、市の顧問弁護士じゃなく、市長の個人的な顧問弁護士にお聞きになってやるべきでないでしょうか。これは、市民、議会に対する報復的な行為と私は考えます。ということは、この点に関しては市長は市民並びに議長、議会に謝罪するに値することと思っております。いかがでしょうか。

次に、同じくこの議案第47号に関してですけれども、臨時会の招集、議会議決を経たトゥリバー地区売買に伴う専任媒介業者成功報酬を活用せず、売買交渉が破談になったことに対する責任についてお伺いし

ます。専任売買業者成功報酬を活用しなかったから売買交渉が破談になったとこの提案の中に書かれております。ということは、専任売買業者成功報酬を活用しておけば、この取引は成功したのかと解釈してもよろしいでしょうか。

次に、臨時議会まで招集して、議決事項を無視して行った行政手法について、市長の議会軽視と受けと めてよろしいですか。それについての市長見解を求めます。

それと、臨時議会を招集するに当たってのもろもろの経費について、おわかりであれば担当部局で教え ていただきたい、報告していただきたい。

それから、40億円の、43億ですか、取引失敗は、民間会社でいえば即刻社長交代です。ましてや会社の 命運を左右する取引が失敗したとあっては、会社は倒産するわけですから、宮古島市行政の命運を左右す ると言っても過言ではないトゥリバー売買は、伊志嶺市政の政治生命を左右すると言っても過言ではない と考えますけれども、市長はいかがお考えでしょうか。

それから、この取引が破談になったことに対する給与減額案の根拠について説明を求めます。他町村に も類似例はあるのか。

それから、専任売買契約での売買交渉はふさわしいと、適切だということは承知しているはずなのに、 なぜ失敗を繰り返した土地対策局を強化するという名目で、地域戦略局という伊志嶺市政にはふさわしく ないような名称が出てきたのか。また、土地対策局と地域戦略局とはどのように違い、局長の地位、待遇 等はどのように違うのか。

そのことで重複しますけれども、平良市時代から売買失敗に当たり責任を追及されたトゥリバー問題。 トゥリバーを売ることは私に残された仕事ですと、これを繰り返してこられて、もう6年になるわけですが、その言葉をいつまで続けられるおつもりか。そして、これをいつ、どのような形で終止符を打つつもりか。どのような形でもって責任を明確にされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、相次ぐ職員の不祥事問題、議案第47号と関係しますけれども、不祥事に対する上司の責任のとり方についてお伺いしたいと思います。昨年4月に、市職員が酒気帯び運転事故で6カ月の停職処分を受けました。同じく10月には消防職員が、やはり酒気帯び運転等で懲戒免職になっております。消防職員の場合には、地方公務員法違反、信用失墜行為、道路交通法や無免許での公用車運転等の服務規程違反、これが文書等の虚偽報告となっていますけれども、これらが適用され、上司3人も厳重注意処分を受けております。さらに、11月にはやはり職員が酒気帯び運転で3カ月の停職処分を受けました。このときは、上司の責任を問うことはなく、市長はただ市民に謝罪するだけで終わっております。

実は、このような事例でほかの自治体を見ますと、例えば兵庫県姫路市では、職員の酒気帯び運転等の不祥事に対し、懲戒免職処分を下したときに、市長はみずからの監督責任を減給20%1カ月、市の幹部職員は10人を減給、それから訓告、厳重処分等が行われております。これは昨年度です。それから、栃木県では、やはりこの幹部職員の飲酒運転事故を起こして懲戒免職を下したときに、市長、副市長は10%の減給3カ月、直属の上司である総務部長は訓告、そしてすべての職員は宴会での飲酒、懇親会の3カ月間の停止を行っています。

さらに、奈良県ではあの不祥事によって職員を懲戒免職処分にしたとき、管理監督責任がある市長自身 が給与の20%を減額6カ月、助役は15%6カ月、上司とも減給等の処分を受けております。やっぱりすご いですよね。こういった職員の不祥事で処分を行った場合には、強調することは上司はもとより副市長、 それから市長に及ぶまでそれなりの処分対象となっているわけですけれども、これなぜ宮古島市では職員 が不祥事で懲戒免職にあっても、上司、助役、市長は何のおとがめもないのか。このような市長の姿勢が、 このような不祥事を助長してきているのではないかと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

それから、酒気帯び運転にかかる不祥事については、市長は市民に謝罪するだけで終わりましたけれども、今回は条例改正、市長は報酬減給ですね。にかかる、不祥事で、市長、副市長は初めて、曲がりなりにもみずからを処分することに決めておられます。ところが、事の発端をつくった関係職員が一人も処分対象となっていないのはなぜか、それを詳しく説明していただきたい。

さらに、今回は答弁に出てくると思いますけれども、地方自治法以下一点のみの行為、その提案理由ですね、これに基づく今回の提示案、15%3カ月の提示案がですね、今後地方自治法違反に加え、これから多分総務財政委員会に付託されるであろうから、そのときにですね、地方自治法違反に加えて地方公務員法やあるいは宮古島市条例等違反、あるいはそのほかの服務規程等違反が立証できた場合、職員の処分はもとより、上司、市長……

(議員の声あり)

## ◎新城啓世君

はい、終わります。の加算はあり得るのか、以上19点について答弁してください。お願いします。

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

新城啓世議員の質問にお答えしたいと思いますが、余りに多岐にわたっておりますので、調整しながら、 担当で答えられるものは担当で答えて、そして私が答えるべきものは私が答えたいと思います。よろしく お願いします。

(議員の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時00分)

再開いたします。

(再開=午後3時19分)

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

改めて新城啓世議員の質問にお答えしたいと思います。十分調整できていないところもありますので、 もしお気づきの点はご指摘をください。

まず、提案理由にある下崎土地売買に関する一連の事務手続における不手際とは、不手際とは、地方自治法の96条の8項に該当しているということでございます。

不手際に対する減給の根拠についてでございますけども、これについては顧問弁護士も相談しましたし、 また副市長を通して各部長の意見等も徴しました。そして、ほかの自治体のこういう例も探しましたけど、 個人情報に関することなんで、なかなか少なくて、神奈川県で、これは土地を売るということではなくて 土地を買うということで、実は実際に土地を買って学校用地に、土地開発公社のですね、学校用地に使っ たんだけれども、これを議会に提出するのを怠ってということで、市長が10%の減給2カ月したという先 例がございました。

市民に対して不利益を与えないということは、前にも議会でもお話ししたように、実際に土地というの は残っておりますので、実害はなかったと考えているということでございます。

不手際は、部長、副市長、市長に至るまで押印した人が原因になっているわけですけど、だれ一人として不手際が見抜けなかったことに対する市長見解について、これについてもさきの議会で謝罪をいたしたところでございます。

5番目の不手際問題について、宮古島市議会の負託を受け、調査審査特別委員会の報告書と顧問弁護士 との調査報告書に対する判断についての私の見解でございますけども、顧問弁護士には議会の件も含めて、 市で惹起するいろいろな問題についてすべて相談しておりますので、顧問弁護士の判断はいつも尊重して おります。

現在でも法令違反は1件と考えているかということについては、現在でも地方自治法第96条の8項1点と考えております。

行政行為において、市長の代理、事務処理決裁済みあり得るかということでございますが、これは私がいないときには、返ってきてからいつも後閲と書いてある部分について決裁いたしておりますので、それに従ったものでございます。

次に、トゥリバーの売買に対する専任媒介でございますけども、成功報酬を活用しなかった売買交渉が 破談になったということは、活用しておれば成功したと解釈してよいかというご質問がございますけども、 成功する可能性はあった、しかし成功しなかったかもわからないということでございます。

臨時議会まで招集して議決事項を無視した行政手法について、議会軽視と受けとめられないかということでございますけども、責任の意識は十分ございまして、これが今度の議案第17号の議案でございます。 以上答弁いたしまして、他のことについては担当をもって答弁させたいと思います。

## ◎議長(友利惠一君)

市長、今17号と言ったような、47号ですけど。

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

済みません。47号でございます。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

まず、顧問弁護士の件でありますが、市の顧問弁護士の弁護を盾に、議会に対し、反論する手法は理にかなわないのではないかというご質問でございます。特にそういった、盾にとって反論しているつもりではございません。ただ、宮古島市としましてはですね、委託事務取扱要項に基づきまして、一切の法律的問題について、法律上の相談、助言等をやっておりますし、また訴訟事件等への出席などもお願いしておりますので、そういったいろんな慎重を期すという意味からも、一応相談をいただいているところでございます。

次に、議会の立場で弁護士を雇うことはできるのかというご質問についてですが、これについては当局から言う立場にはないかと考えております。

それから次に、顧問弁護士は市民の利益がその本来の役割だが、調査特別委員会の判断が誤りであると

して指摘する市長擁護が市民の利益になると考えるのか、このことについての顧問弁護士の説明が必要と思うがというご質問につきましては、そういった先程の観点から顧問弁護士のアドバイス、助言等をいただいておりますので、確かにできるだけですね、議員ご指摘のように、議会の判断といいますか、それにつきましては慎重に受けとめていきたいというふうに考えております。

それから、議会の負託を受けた特別委員会の審査結果に対しては真摯に受けとめるべきであって、不服 あれば市の顧問弁護士ではなくという、個人顧問弁護士に委託すべきではないのかというご質問について は、先程から申し上げておりますように、法律的問題について助言をいただいているという立場から、こ れについても活用させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いしま す。

> (「議長、ちょっと伺います。私の質問はですね、この 47号で、これは市長ご自身にかかわる処分が問題な んですね。それについての答弁は、できれば市長ご 自身で答弁していただきたいんです。総務部長の答 弁というのは、中には越権行為もあると思いますよ」 の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

長々という質問でございましたので、答弁の調整が必要だということで15分休憩とりましたが、その件についてご了解いただけましたので、調整をして丁寧に答弁をしたということになっておりますので、よろしく。

(議員の声あり)

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

職員の不祥事に対する上司の責任のとり方でございますけれども、この不祥事、懲戒免職になったことについては、市民や議会にも謝罪等を行ったところでございます。酒気帯びに係る不祥事について、市民に対する謝罪で処理済みというご質問ですけども、懲戒分限審査会の答申を受けて判断をしております。地方自治法違反に加え、宮古島市条例等違反、そのほか規定等で立証できた場合、職員の処分はもとより副市長、市長の処分の加算はあり得るかということでございますけども、今回職員については懲戒処分に該当しないということで、訓告と厳重注意をいたしております。

## ◎議長(友利惠一君)

2枚目の3から5行、3、4、5、6が答弁漏れ。3から3、4、5、6。休憩いたします。

(休憩=午後3時32分)

再開いたします。

(再開=午後3時32分)

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

トゥリバーの売買は、伊志嶺市長の政治生命を左右すると言っても過言ではないと考えるがというご質問ですけども、私もそのように考えております。

破談になったことについては、答弁いたしました。

トゥリバーの問題の終止符は、トゥリバーを売った時点でございます。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

土地対策局と地域戦略局との違い、部長の地位、待遇、どのような意味を持つか。これは、地位とかの 待遇は変わりませんが、土地対策局と地域戦略局の違いというのは、例えばエコアイランドという形で新 たな課題などが出てきて、そういったものを地域戦略局に移したり、今まで以上にやや広げた形でですね、 やっていこうということで名称も変えているという状況でございます。

(「いっぱい答弁漏れがございます。休憩願います」の

声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時34分)

再開いたします。

(再開=午後3時36分)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

当時はですね、市長が外国に出張中でしたので、その押印は不可能です。それで、その件だけをお答え しておきたいと思います。

(議員の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午後3時37分)

再開いたします。

(再開=午後3時39分)

答弁漏れがあれば指摘して。

## ◎新城啓世君

あと答弁につきましては、答弁漏れは大体言ったでしょうから、後で考えますけども、ただ先程の総務 部長の答弁について、再度お聞かせいただきたいと思います。

この差し上げました質疑事項の1番の⑤のハからハ、ニ、ホ、へについてお答えください。いいですか、もう一度言いますよ。ハはですね、市長職務執行代理者を置いて、助役は市長職務執行代理者ですよね。市長は不在です。なぜ不在の市長が押せるかということ。印鑑を押せるかということ。それで、これを私は公文書偽造と言っていますけど、これはだれが印鑑押しているのか。これがもしわかったら、これ偽造ですよ。それで、これが公文書でないとすれば、その理由を説明してください。この4点だけ説明してください。以上です。

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

市長職務代理者を置いている期間内の契約でございましたけども、この契約書が私のところへ回ってきましたので、帰ってきてから私が判を押しました。ですから、これは公文書偽造には当たらないと考えて

おります。

(「休憩お願いします」の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時41分)

再開いたします。

(再開=午後3時42分)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

市長不在でしたので、事務処理上ですね、決裁はできません。

(「できないのに、押してあるでしょう」の声あり)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

市長決裁文書の存在ということですが、これは不適切であるという、処理だったというふうに考えております。

(議員の声あり)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

とにかくこの措置については、不適切な処理であったというふうに考えております。

それから、こういった一連の事務的なミスについては、大変深くおわびをしまして、市としてこういうことが二度と起こらないように、しっかりと研修などを強めていきたいと、このように努力しているところでございます。

(議員の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

答弁も終わりましたので。

## ◎池間 豊君

質疑をやるつもりはなかったんですけども、保良地域への土地売買に関して余り質疑が多いもんですから、1点だけお伺いしたいなと思います。

仮に、仮契約はされているということに報道されておりますけども、この仮契約が本契約に至らない、要するに今非常に懸案する部分をいろんな質疑をされておりますけども、そういったことが重なって本契約に至らないという場合はどうなるのかなという部分が大変心配ですので、その1点をお伺いしたい。

私が考えるには、地方自治体というはほとんどもう赤字を抱えて大変な自治体が多いんで、企業誘致という形の中で、その自治体の発展の起爆剤にという部分が非常に大きなウエートがあるかなというふうに思うんですけども、この本契約がスムーズにいけば、本契約までにですね。土地が売れたほかに、それからの土地代のほかにですね、土地の固定資産税ですか、そしてまた建物が建てば、その建物の資産税とか、そして企業がやはり雇用の面もかなり図れるはずですから、そこで働く職員の所得税とか、そして今この土地に関してはかなり特別な経緯があるんじゃないかなというふうに思うんですね。ほかの民間の企業が簡単に買えるかというと、なかなか買えないんじゃないかなと思います。これは、高松開発さんから今吉野にかわったんですけども、その開発申請を何十年前かにして、その認可をもらって、そういった部分の

中でほかの企業がここを買っても、簡単に開発ができるかというのがあります。これできないんですね、この許可も一緒に持たないと。そして、その袋地になった土地、そういったところがその表に面した土地と同じ比較ができるかというと、これも一般常識でわかるとおりに、やはり表は10万であっても後ろは1万にも満たないというような事例もたくさんありますから、ここは余り物事を起こさないで、もうこの26条まできちっと約束事をつくってありますから、その中で、もちろん議会もこれはちゃんとまた見ていますしね、そういう中でちゃんとやっていただければなというふうな思いで、最初に申し上げた、もしトラブった場合どうなるかという、この1点だけの質問にお答えお願いします。

## ◎市長(伊志嶺 亮君)

議会の皆さんの協力も得ながら、きっちりとトラブルないような売り方をして、市の財政状況の好転につなげていきたいと思います。

## ◎富永元順君

じゃ、議案第48号ですか、市有地の処分についてお伺いしたいと思います。

最初にですね、下地明議員も、それから上地博通議員もいろいろとやっておりますけれども、この土地のですね、不動産鑑定について、下地明議員はもう一度検討しても、周辺地域のそういう事例に合わせて、再検討も必要じゃないかという提案もしておりますけれども、私もそういった考えも必要じゃないかと思っております。そしてまた、上地博通議員が指摘しているように、これからこの地域を開発しようという業者がですね、本当に最後までこの事業ですか、リゾート計画ができるかどうか、本当に根拠になるようなものを示してもらいたいと思っております。

それとですね、この仮契約書の、いろいろとありますけれども、27条にわたっておりますけれども、26条ですか。まず9条、用途指定についてですね、これ9条の1項はいいとしても、この2項ですね。売買土地に農地法等法等法的制限がある場合は、これを遵守しなければならないとありますけれども、というのはですね、下地とか上野で市が計画していた団地、それについてですね、農業委員会の転用の許可も受けないでそういう契約、建設契約をやっているという事例もありますので、このことについて、この2項についてね、ちゃんとこの法的手続をこの地域においてやっているのか。というのは、県の開発認可がおりていると聞いておりますけれども、多分に農業委員会、ここが農振地域以外であれば特に問題ないと思うんですけれども、この地域が農振地域に入っている地域なのか、そうでないのか、それともし農振地域であれば、旧城辺町では農業委員会の許可も得ていると思いますけれども、合併して新しく宮古島市になってから、そういった農地転用の手続がされたのかどうか、またそれがこの開発行為に必要ないのかどうか。これちゃんと市として確認をして、この事業を進めているのかどうかについて、まず説明をお願いしたいと思います。

次の10条、11条もそうですけども、この12条についてですね、乙はやむを得ない理由により第9条に定める用途、第10条に定める始期、または前条に定める期間を変更しようとするときは、変更を必要とする理由を記載した書面をもって甲の承認を受けるものとすると。と言うことは、当局の宮古島市の承認を得なければならないと書いておりますけれども、この承認を受ける場合にですね、またこの議会に対しての承認というんですか、これが必要なのかどうか、これについてのご説明を願いたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

まず、値段の件なんですけれども、やはり私たちは鑑定士という、やっぱり専門家、本当にそういった立場の方のですね、評価については、やはりこれを大事にしながらですね、また旧城辺町の土地の周辺、そういったものの土地の価格のですね、バランスとかいろんな観点から、やはりそういったことを大事にして考えていきたいというふうに考えております。

それから、2番目のですね、売買土地にそういった法律関係の制限があるのかどうかというご質問ですが、これにつきましては財政課の方で関係各課に全部こういった支障がないかどうか伺いを立てております。もちろん議員ご指摘のように、いろんな合併などをしましてですね、若干のそういった混乱的な要素もありますが、一応きちっとした形で各課の都合を聞きましてですね、判断して行動を起こしておりますので、その点はご理解いただきたいと思います。

3点目に、議会の承認ということです。指定用途等の変更については、一応原則的には議会の議決要件ではありませんが、状況を見ながら、事と場合によってはですね、議会の皆さんのご意見等をお聞きすることも選択肢の一つとして考えていくべきかなというふうに考えております。

## ◎富永元順君

答弁漏れているんですか。やはりこの業者らのちゃんとした、本当にこの事業が成功できるかどうかのその根拠、上地博通議員が言っておりましたですね。資金面、残高証明書どうのこうのと言っておりますけれども、本当にこれだけで足りるのか、ちゃんとしたそういったこれからのね、事業計画に含めて、そういった財務諸表、それが出せるかどうかということを上地博通議員も言っておりましたので、それを答弁してもらいたいと思います。

それと、9条のですね、農地法と法的制限については、今総務部長は関係課に確認をとって、支障ないと言っておりますけれども、じゃあ、いつ城辺町の時代には、まだここは農振地域か、農振地域以外なのか、今計画地域に当たっているところは、どの部分まで地域に入っているのか入っていないのか、その答弁もされておりませんけれども、それがあったかなかったかについて、どれだけの農振地域が入っていて、また入っていないところはどのぐらいあるのか、面積的に。それで、ちゃんと旧城辺町でやった農振除外の手続を宮古島市においてもやったかどうか。これいつやったのかどうか、もしされていればよ。いつ城辺町時代ではこの農振除外の申請をして、県からいつ許可がおりて、今はそういった事業の継承ですか、これをちゃんとやった上で今進めているということですから、仮契約もやっているということですから、それを示してもらいたいということ、それに答えていただきたいと思います。

12条については、議会の議決は必要ないと言っておりますけれども、できれば議会にも諮りながらやっていくと、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それとですね、13条の売買土地の譲渡禁止の件なんですけども、このただし書きがちょっと理解できないんですよね。ただし、11条の定める期間満了の日以後及び次の各号に掲げる場合はこの限りでないと、それで次の各号ですね。開発資金の調達目的で、とかありますけれども、これは今土地を購入する会社ができなかった、事業ができなかった、成功できないとなった場合の、これは最初からそういったことを想定して入れているような条項としか見れないんですよね。なぜわざわざそういった条項を入れるのかどうか。こういった状況というのはどういうことなのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

もちろんこの開発地域というのは融資を受けるわけですから、必ず担保には提供されると思いますよ。

しかし、担保を提供した上に、それでもなおかつこの企業がこの事業計画にどうしてもそういういろんな 面で、資金調達の面、それから建設関係のそういったいろんなもろもろの事情等でできなかった場合には、 もう転売するしかないような条項にしか見えないんですよね。そうでなければいいんですけれども、なぜ この13条の1項の1、2を、これ何を想定してこれを載せてあるのかどうか。これについて、わかりやす く説明を願いたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

まず、この事業が大丈夫という、そういった根拠を示せないかということですが、昨日あたりからですね、精力的にその辺をやっております。先程も申し上げましたように、もう一度ですね、きちっと伺って、そういうことが示せないかどうか、働きかけてまいりたいと思います。

それから、旧城辺時代のそういった農振法関連の。今ですね、資料的にちょっと調査が難しい面がありますが、ただずっと開発、県知事の許可を受けて開発行為の許可を得ております。それから、変更申請という形で時代に合う、都市計画法の条件をクリアするようにやっておりますので、その辺は大丈夫というふうに考えております。

それから、このただし書きの件なんですけれども、これは第11条に定める期間満了の日以降ということは、これは5年、いわゆる2年間以内にですね、始期ということで用途指定に供するということで、そういった事業に着手する、それから5年間は指定用途に供していく、その後のことなんですが、その間は決して第三者に貸し付けてはならないというふうに書いております。それで、ただし書きは11条に定める期間満了の日以降及び次の項に掲げる場合はこの限りではないということであります。確かに5年後のですね、いわゆる約7年ですか、それについては確かに土地を売ったわけですのでね、ずっとこれをもうがんじがらめに、また半永久的に縛りつけるというようなこともなかなかできないことです。したがいまして、この5年、2年、あるいはまた5年間の間でですね、しっかりと協議をして承認、市が承認するわけですから、その際には議会の声、意見等もですね、大いに生かしながら対応していきたいと思いますので、そのように、その転売してもいいようなそういうつもりはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、この計画地域がね、農振地域に入っている部分はどのぐらいあるのか、入っていないやつがどのぐらいあるのか聞いているんだけど。それぐらいわかるんじゃないの。みんなこれ農振除外地域なのかって聞いているわけよ。これは、もう初歩的なことだから、農振地域だったら農業委員会の許可も必要ですし、そういう手続をちゃんとやっているというんだから、そのぐらいわかるべきでしょう」の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午後4時03分)

再開いたします。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

このエリアの中にはですね、農振地域は入っていないということでございます。

#### ◎富永元順君

農振地域には入っていなくても、実際に農地も多分にあるかどうか、それもないということであればそれでいいんですけども。

それと、やはり要するにできればちゃんとね、この契約書にあるように事業が速やかにね、完成してもらいたいんですよ。できればもう一度鑑定のやり直しも含めて、その上で企業がどうしてもここでやりたいというんであれば、それを土地の評価も改めながら、この事業がね、スムーズにやってもらいたいというのはありますけれども、やはり転売を認めないというんであれば、この13条の1項の1、2をね、ここを削除してもらうべきだと思うんですよ。本当にそういう、当局がそういう意思があればね、わざわざこの条項をね、転売可能なような、できるようなというか可能なようなこういった条項を入れるべきじゃないと思います。それについて当局の見解をお聞きして、私の再質問を終わりたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

議員ご指摘のようにですね、いわゆる2年間、そしてその後の5年間、それでその後の転売等のご心配につきまして、その後ですね、どのようにそういう転売しないとかですね、そういうものが規制ができるのかどうか、もう少し私たちも検討してまいりたいと、このように考えております。

## ◎池間健榮君

同じく議案第48号、今の処分の件について、私もちょっとお尋ねをさせていただきます。

宮古島市は、既にこういう経験はですね、砂山リゾートの会社更生法による、会社は生き物でありますから、最低条件このような条項を設けるのは、砂山リゾートのダイエーさんからの権利の譲渡、そして会社更生法によってまた新たに投資ファンドが出て現在に至っている。トゥリバーも含めて、やはり今回非常にそれは財政が厳しい状況の中では、鑑定の中でいろいろ金額の問題は議論の余地あると思いますけれども、私は今宮古島市のために、あのリゾートは長年城辺町時代からかかってきたことでありますから、やはり売る、動かすべきじゃないかと。その上で、ある大社長が、オーナーが言っていましたけれども、あそこの土地を失敗したから、成功したから、内地に持っていくわけじゃないわけですから、やはりそれは将来失敗しようが成功しようが、新たな業者が来て、企業が来て、またそこに引き続き雇用の場を生み、税収アップを図るという観点から申せば、私は妥当な線ではないかと思いますけれども、これまで契約保証金の問題やら転売の問題やら詳しく条項によってありますけれども、この中で17条、解除、そして19条、損害賠償という点についてですね、この点の2点についてちょっとお尋ねをいたします。どういった場合においてこの17条と19条が適用されるのか、この点についてお尋ねをいたします。

#### ◎総務部長(宮川耕次君)

まず、17条の件なんですけども、これは契約に定める義務を履行しないときということですので、とり あえずはっきりうたわれている以外のですね、この全般について、これは適用されるものというふうに考 えております。

それから、19条につきましては、乙はこの契約に違反したため損害を与えたときは、損害賠償を支払う

ものとすると、これは具体的に想定は今のところできませんが、もしいろんな市にとってですね、これは もうとんでもない被害に遭ったというような事態の場合にですね、そういった損害賠償を請求できるとい うものでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

#### ◎池間健榮君

私は、この解釈については、下崎の土地売買の問題に関してもですね、同じことだと思うんですよ。やはりこの条項に書かれている1条から26条、一番大きな売買代金がこの期限内に入らなければという話、そして契約保証金を払わなかったとき、やはりそれは速やかにこの条項にのっとって没収することで土地は残る。そういう解釈でいけばですね、私はしっかりこの契約書を履行してもらうことによってですね、宮古島の活性化につながっていくんじゃないかという思いもいたします。そういう意味では、この契約書をですね、我々議会は、この提案をしている議案というのは可決か否決しかありません。後で検討しますとか修正しますじゃないんですよ。やはりこれをしっかりと守ることによってですね、本市における今後の活性化につながると私は思うんです。そういう意味では、そんなあいまいな答弁で後でどうのこうのじゃないんです。これをしっかり守ってやるということも必要じゃないかと、私はあえてこの17条、19条をお尋ねをさせていただきます。これは、後でまた委員会付託なりあると思うんで、飛ばしますけれども。

議案第44号から第46号ですね、この繰り越し、私は専決でもよかったと思うんですけれども、いわゆる赤字と言われているこの三つの特別会計、市長この二、三日は宮古島の、沖縄県内2市もそうですけれども、非常にこれは今度の破綻法制の流れの中で厳しいと、原因はこの三つの特会という問題になるんですね。しかし、これは合併の議論のときからの問題でありまして、市長はそのときから会長であり、現在も初代宮古島市長ですよ。いろいろ緊急メッセージを発しなって、ちょっと説得力に欠けるような気がします。私は、今はメッセージを発することじゃなく、どうすればこの赤字が解消されるのか、そういう意味では今後の対策をお聞きをしていきたい。現在の一時借入金のですね、総額と利率、そしてこれを今後どのように解消していかれるのか、この部分についてお尋ねいたします。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

繰り上げ充用の件についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、3特別会計で54億ほどのですね、そういったもので、これが連結赤字、実質比率で法に定める指標に触れていくんじゃないかということで。今これとの絡みもありまして、国保あるいは下水道特会、港湾特会、これのいわゆる対策ですね、これまでも一応の健全計画は手がけてまいりましたけども、よりスピードアップした対応策をですね、現在作業に入っているという状況でございます。

## ◎財政課長(石原智男君)

池間健榮議員の一時借入金は幾らかということですが、現在19年度で借り入れているのは100億です。 利率は0.75%でございます。

#### ◎池間健榮君

これと同じようなですね、私は一般質問を平成18年の9月にやっているんですよ。非常に当時から、当時は利率が0.6ですよね。そういう意味では、今日本の景気というのは上向きかげんであると、ゼロ金利が解除されまして、9月時点から0.25上がっているんですね。そのことによって約500万円の負担が増えた、と。いろいろ調査をしているんですけれども、これが3年後には3%になるような可能性もあると。

景気は回復しているのに、この一借を少なく、なしていかないと、宮古島は逆に景気がよくなれば、金利が上がればおかしなことになるという、そういったおかしな話にもなるわけですね。そういう意味では、早急に売却する資産は売却しないといけない。特に市長が今首、言葉は適切じゃないですけど、市長が首が危ないと言われている理由もトゥリバーの問題ですから、私は別にそう思いませんけれども、頑張ればいいわけですから。そういう意味でですね、やはりこれだけやっていく。そして、特に市長の場合は、私も新市建設計画の委員でしたから、こっちにおられる方もね。そういう我々は、その合併から今の状況を想定して離脱したんですよ、当時。あれから何年ですかと。今この特別会計というのは一向に改善されていない。そうすると、今後対応策を早急になんてね、早急といっても、検討していたらですね、お互い改選になってしまうんですよ。法が施行される09年度は、ここにいるのは立候補できない可能性もありますんでね。これぐらい今厳しい状況にあるということをですね、もう一度認識されてですね、吉野も早く売るし、トゥリバーも早く売るし、これも同じ平成18年9月に一般質問させていただきましたけれども、今職員の給与もですね、こんなことを言ったら落選しますと私は言いましたけれども、10%職員の皆さんにお願いするような、そういった対策をですね、早目に打ち出してですね、市民に不安を与えないようにお願いしますよ。終わります。

## ◎新里 聰君

議案第48号、市有地の処分について、1点だけお伺いします。

合併をして暗い話ばかりありましたんですが、久方ぶりの明るいニュースかなというふうに私はとらえております。これまで質疑の中でいろんなああいったところは大丈夫なのかという質疑等もございましたが、今さっきの質疑の中で、この契約書の17条あるいは19条をもって対応すれば、私何の不安もないというふうに思っております。

企業というのは、その年度、年度においてたくさん収益の出るとき、あるいは赤字の出るときいろいろありますけども、そういう中でこの開発を進めていこうという考え方は、城辺町時代からそのまま継承されたあの地域でのリゾート開発を認可されている事業をちゃんと進めていこうという企業の意欲だというふうに思っております。

そこで実際にお伺いしたいのは、これが試算されているかどうか、もし試算されているようであればお伺いしたいし、そうでなければそういった似たようなところがあればどれぐらいのものかということで、ちょうどこの今売却しようとしている吉野におけるホテルとか、コテージとか、そういったもろもろの試算がここにでき上がったときにおいて、当市にどれぐらいの税収が見込めるのか、そしてどれぐらいの雇用が見込めるのか、これが試算されておればそれをお聞かせいただきたいと。そういうことがなければ、似たようなところは上野にもリゾート開発がございますけれども、そういうところで例えば平成18年度あたりでどれぐらいの税収としていわゆる固定資産税、あるいはそういう形で市に対してそういうものが発生しているのかということを1点だけお伺いして、質疑は終わりたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

残念ながら、まだ試算はしておりませんで、急ぎまた試算をしていきたいと思います。よろしくお願い いたします。

## ◎平良 隆君

私も議案第44号から第46号までについて質問をさせていただきたいなと思っています。

この三つの議案等は、これは赤字補てんの補正でございます。恐らくこの会計処理というのは、これは もう旧平良市時代からですね、ずっと続いている会計処理じゃないかなと思っておりますけれども、今回 でこの会計処理法が何回目なのか、ちょっとその点をお聞かせ願いたいなと思っています。

この三つの会計をですね、やはり健全化しないと、当然あと2年後の財政再建団体に落ちるのは確実でございます。これも多くのですね、市民の皆さん方、大変心配をなされておりまして、それで市長もきのうの新聞紙上ではやはり緊急メッセージ、職員に対してですね、送っております。年間で13億余の赤字を圧縮していきたいというようなメッセージを送っておりますけれども、この2年間でですね、13億余の赤字がですね、本当に圧縮できるのかどうか。

それとですね、これは今51億余の赤字になっておりますけれども、当然、これは港湾の場合はここが売れれば何とか赤字は改善できるわけでございますけれども、下水道とか国保なんかは相当の努力がなければこれは解消はできないと思うんですが、ただその二つをですね、やはり解消することによって、また宮古島市はですね、財政再建団体から外れるんではないかなと思っておりますけども、先程総務部長は今その努力をなさっているというような話をしておりましたけども、具体的にですね、どういう計画で財政再建計画をなされているのか、その点をお聞きをしたいなと思います。

それと、議案第48号について、いろいろ先程から多くの議員皆様方がご質問なされておりますけども、本当にこれやはり平米当たり1,000円というのは非常に安い単価でございます。我が旧上野村地内でも多くのリゾート開発をなされておりますけども、向こうでも最低が平米当たり2,400円なんですよ、最低が。これから考えたらですね、やはり1,000円という単価は非常に安いような気がするわけでございます。鑑定評価が1,000円だから、じゃそれでいいということ、これないと思うんです。やっぱり売るからには、こういう財政状況だから高く売るというですね、やはり努力をしなければだめだと思うわけでございますから、この単価の安さに対してみんなが不満をぶつけておりますからですね、もう一度ですね、この単価の交渉はしていただけないのかどうかですね、その辺についても質問していきたいと思います。

## ◎総務部長(宮川耕次君)

ちょっとこのような会計処理の方法は何回目かということですが、しばらくこれについては後でお答えしたいと思います。

それから、2年間で13億円削減できるかというご質問ですが、これはもう何としてでもやらんといけません。そういうことで、緊急市長メッセージを発しまして、一応まず職員がみずから自覚して取り組んでいこうということでやっております。

次に、じゃこの特別会計、下水道会計、国保特会、これをどのように具体的に検討しているかということでざいます。要するにこれまではですね、普通会計だけが健全化、財政再建団体の経済指標にあって、宮古島市はそれについてはクリアしていたもんですから、それなりのペースでやっていたんですが、この2年間でやはり連結決算がですね、もう緊急課題として出ておりますので、例えばこれまで国保ともですね、あるいはまた下水道課とも話し合っている最中ですが、やはり健全化計画の年度をですね、例えば10年ぐらいのスパンの見通しでやっていたのを5年からあるいはまた8年ぐらい、そういった計画を立てていこうと、下水道会計についてもそういった指針でですね、ぜひ詰めていこうということです。

じゃ、これはどうすれば可能かということですが、これは一般会計のやはり歳入を増やし、歳出を抑えることによって、そういった赤字を補てんしていく、もうこれしか、これが課題になっておりますので、しっかりそれを頑張っていきたいというふうに考えております。

それから最後に、単価の交渉ですが、これにつきましてはですね、やはりいろんなその価格の最近の動向は、もうほぼ横ばい状態ということで、専門家の意見はそのように分析しておりまして、城辺地域についても同様ですので、この単価でまず今回はいきたいと思いますんで、よろしくご理解くださるようお願いします。

## ◎平良 隆君

この赤字の解消なんですけども、本当にこの三つのですね、特別会計の赤字が解消できなければ、これはもう総務部長もおっしゃるとおり、もうこれは財政再建団体に落ち込むわけでございまして、多くの市民の皆様方がね、大変これは心配をなされております。本当にもうこの2年間、当然新しい制度が国会でこれ成立するという話も聞こえておりましてですね、ぜひこの三つの赤字だけは何とかやはり10%以下に抑えなけりゃ、これはもう大変なことになるんじゃないかなという感じは持っております。

私は、やはり国保とこの下水道の場合は、これは一般会計から、建設部長の話じゃないんですけども、一般会計からですね、繰り入れすればですね、問題ないと思うんですよ。しかし、この一般会計に余裕がないからこういう状況になっている。じゃ、どうすりゃいいかということを考えれば、早急にやろうと思えばですね、やはり人件費、物件費はですね、僕、10%ぐらい削減したらですね、これ一時的にはもう解消できると思いますよ。だから、そういうところもですね、やはり考えてやらないとですね、これは赤字団体になってからでは遅いわけですから、赤字団体にならないようにですね、そうしたやはり方法も考えていただきたいなと思っています。

それと、先程議案第48号についての市有地の件について、これまでどおり進めていくというようなお話をしておりますけれどもですね、これ本当にもう、これみんな議員も一致してですね、これ安いと。それと同時に、向こうの近く、城辺地域内におきましても、向こうより悪い土地がですね、今のこの土地の3倍ぐらいの値段で取引されているという例もあるんですよ、今。その点も踏まえてですね、ここを交渉しないと、もう本当にこういう財政状況だということで慌てて売ろうとしておりますけども、やはりもう一度ですね、これはこの買い主とですね、交渉する余地が私はあるんじゃないかなと思っております。みんな疑っておりますけども、これは……言わんでおこう。

(「転売……」の声あり)

## ◎平良 隆君

いや、転売という話が出ているわけさあね、だから……

(議員の声あり)

#### ◎平良 隆君

するんじゃないかというような、私は疑問を抱いているもんだからさあ、だからその点十分やはり考え てですね、もうちょっと値段を上げてですね、売買するという努力した方がいいんじゃないかと思います ので、ぜひその点についてよろしくお願いいたして、質問終わります。

## ◎財政課長(石原智男君)

今回の議案第44号、45号、46号のそういった財政手法はいつからかと、何回目かということですが、国 民健康保険が平成4年からですので、14回ですね。それから、港湾事業は平成9年からです。下水道は平 成13年からの赤字ということですので、下水道は5年目です。

> (「さっき質問したのに答弁がないんです。特に……」 の声あり)

## ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午後4時32分)

再開いたします。

(再開=午後4時33分)

## ◎総務部長(宮川耕次君)

今歳出の削減の部分でですね、人件費あるいは物件費、そういったものの削減についてのご提案でした。 とにかくそういうものも含めてですね、全般で今急いで、緊急に行動計画を策定中ですんで、その辺も含めてですね、考えていきたいというふうに考えています。

#### ◎池間雅昭君

議案第44号、45号、46号についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、議案第44号の国民健康保険事業特別会計についてなんですけども、前年度繰り越しということでですね、補正をしてございます。私は、この三つの特別会計についての現状についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、国保税ですけども、18年度の予算現額と調定額についてお伺いをいたします。

それと次に、収納率、徴収率ですか。収納率についてですけども、これについて予算現額、調定額に対する、総額に対する収納率をお願いします。それで、現年分と滞納分、この両方の収納率をお答え願いたいというふうに思っております。

それから、国保税については92%以上収納することによっていわゆる国からの交付金が入ります。しかしまた、92%を切りますとこの交付金が入らない、ペナルティーが課されるわけですけども。このいわゆるペナルティー分ですね、国からの交付金の減額分、幾らでしょうか、ご説明を願いたいというふうに思っています。

それから、累積の滞納総額、幾らでしょうか。それとね、よく国保について、あるいは市税についてね、 高額滞納者という言葉を聞きます。この高額滞納とは大体幾らぐらいから高額滞納に入るんでしょうか。 その高額滞納者は何名でしょうか。さらにですね、その滞納理由について、高額滞納者の滞納理由につい てもご説明を願います。そして、その高額滞納でですね、最高は幾らでしょうか。滞納額の最高、それと 最低は幾らでしょうか、ご説明を願います。

それとですね、赤字総額についてお聞きします。赤字の総額は幾らでしょうか。そして、それについてのですね、主な原因と、その赤字の解消策、赤字を解消するにはどのような策があるのかですね、今後どういったことでこれらの赤字を解消していこうと考えておられるのか、ご説明を願います。

次に、港湾事業特別会計補正予算について、議案第45号ですね。同じようにですね、港湾の特会の赤字

額とその主な要因、そして解消策、今後のその赤字の解消策についてお伺いをいたします。

同じく議案第46号ですけども、公共下水道事業特別会計補正予算ですが、まずですね、この公共下水道 のいわゆる対象戸数といいますか、要するにこの公共下水道に加入しなければならない対象軒数は何軒で しょうか。そして、現在の加入戸数は何軒で、それは全体の何%でしょうか。

それからですね、今下水道料金取っているんですかね。もし下水道料金とか徴収しているんでしたら、何戸徴収して、その総額は幾らとなっているのか、ご説明を願いたいというふうに思っております。

それと、下水道特別会計についても、同じく赤字総額とその理由、赤字になった理由ですね。そして、 解消策についてもご説明を願います。

もう一点ですね、これ非常に大事なことだと思うんですけどもね、今終末処理場が、この公共下水道が全部する前に終末処理場が稼働しております。その終末処理場の維持管理費、年間ですね。これ職員の給与等も含めての終末処理場にかかる費用についてもご説明願いたいというふうに思っております。

#### ◎福祉保健部長(上地廣敏君)

質問事項が大変たくさんになっておりますので、答弁漏れがございましたら、指摘をお願いいたしたい と思います。

まず、国民健康保険税の予算調定、収納率でございますけれども、国保税と一般的に言われている医療分、それから介護分、退職者の税、退職者の同じような介護分、医療分含めてですね、予算現額が12億7,362万6,000円でございます。対する調定額が15億8,010万3,003円でございます。収入済額が11億2,266万4,873円ということで、収納率がですね、71.05%となっております。これは、滞納繰り越し分も含めてでございますけれども、そのうちですね、滞納繰り越し分を申し上げますと、まず一般のですね、医療分の滞納繰り越しでございますけれども……ちょっとこれあとで数字を確認して、滞納……

(「部長ね、この数字というのは現年分、滞納分、それでいいの。現年分の、要はペナルティーに関する現年分は幾らでしたか」の声あり)

#### ◎福祉保健部長(上地廣敏君)

そうです。

(「はい、現年分の分と滞納分の単純な数字でいいと思います」の声あり)

# ◎福祉保健部長(上地廣敏君)

現年分の一般の現年分で申し上げたいと思いますが、調定が11億5,483万5,800円あります。対する収入が10億3,542万34円で、収納率が89.66%であります。これは、5月の29日までに収納された金額でありますので、そのようにご理解願いたいと思います。

参考までに申し上げますと、17年度と比較をいたしまして、トータルでは1.22%の収納率の上昇を見て おります。

それから、高額滞納者とは金額にしてどれぐらいを言うのかということでありますが、確たる定義はないと思いますが、一般的に国民健康保険では10万円以上、通知を出している方々を高額滞納というふうなとらえ方をいたしております。件数については、今手元に数値ございませんので、後でお答えをしたいと

思います。それから、滞納額の最高と最低、これについてもそのように対応したいと思います。

それで、国からの交付金の減額でございますが、平成18年度に減額された金額がおよそ7,400万円でございます。

次に、赤字の原因でありますけれども、まず合併前にありました市町村における赤字額、合併時に持ち込みの赤字額がですね、旧平良市について10億6,534万7,832円であります。旧伊良部町が1億5,420万3,484円、合計いたしますと12億1,955万1,316円が合併時に新市に引き継がれた赤字額でありあります。

合併後の宮古島市の現在の状況でありますが、18年度末の見込みといたしまして10億2,197万円の見込みをいたしております。前年度と比較をいたしますと、1億7,515万2,472円ほどの圧縮をできるというふうに今資産をしているところであります。

それから、その赤字額の解消策についてでございますけれども、赤字解消策につきましてはですね、合併協定のときに合併時の累積赤字につきましては、新市において一般会計からの補てんで解消すると、いわゆる国保会計への国保の被保険者、言いかえれば被保険者への負担はさせないというふうなことが確認をされております。そこで、平成19年度から平成23年度までのですね、5年間で、これはあくまでも想定、予測ですけれども、毎年2億円余の一般会計からの繰り入れを行って解消を図っていきたいと。ただ、一般会計からの繰り入れに頼ることだけではなくてですね、単年度の収支が赤字にならないように、平成19年度で、これからですね、19年度分の本賦課の今作業始まりますけれども、平成20年度の税率改正に向けて、いろいろ国保の運営協議会の委員の方々のご意見等も聞きながらですね、平成20年度で税率の平準化を図っていきたいと、そうすることによって一般会計からの繰り入れとあわせまして、税率の改正による増収等も図りながら、赤字の解消に努めていきたいというふうに考えております。

#### ◎建設部長(平良富男君)

港湾特別会計の赤字についてご説明します。港湾特別会計は、二つの事業会計に分かれていまして、臨海土地造成事業会計、これは土地の売却収入で運営する会計でございます。平成18年度末で累積赤字が約31億円。それから、港湾整備事業会計、これは港湾施設から生じる係船料、それから埠頭通過料、上屋使用料等の収入により運営する会計でございます。これが平成18年度末の累積赤字額で約1億9,000万、今回の補正の予算計上ですけど、計33億1,195万7,000円となっております。

下水道特会でございます。現在の整備面積が107ヘクタールでございます。普及人口が7,200人、水洗化人口が3,882人、加入率が53.9%です。下水道使用料が5,527万2,000円になっております。18年度の調定額が5,949万1,000円で、収納額が5,441万3,000円で99.5%でございます。下水道の赤字が、今回の補正にのっていますように、8億4,746万6,000円でございます。

#### ◎池間雅昭君

港湾特会と下水道特会ですけどもね、この港湾特会について、いわゆる赤字の主な要因は何ですかと、 そしてその赤字を解消するにはどうするんですかと、まずこの2点ね。

それから、公共下水道については、これ終末処理場のいわゆる維持管理、職員の給与等も含めた終末処理場にかかる費用ですね、これは総額幾らなのかというふうなこともお聞きしました。それは、いわゆる下水道についても、赤字に陥った主な原因と今後どうすればその赤字を解消できるのかというふうな策ですね、これはね、やはり原因をはっきりと特定して初めて赤字の解消になると思うんですね。ですから、

そういったことをきちっとお願いしたいというふうに思って、ここについても答弁漏れではありますけれ ども、これについてのですね、お願いをいたしたいと。

この赤字解消については、例えば国保の場合ですね、92%以上の収納率を上げることによって国からの交付金が年間約7,400万あるわけですね。その上に国保加入者からの税金も入るわけですから、国保料も入るわけですから、ある程度これにプラスしてこの収入が増えると、それによってですね、大きな国保についての単年度黒字になっていく、そして好転していい方向に循環をしていくと、これまで10億余の赤字があるんだけども、これもやはりですね、8,000万から9,000万のそういったこれまで入らなかったお金が入ることによって、5年、10年でこれだけでも解消できる話なんですね。ですから、どうしても、この市税もそうですけども、他の固定資産税とか、市民税とかそういったものもそうなんですけども、特に国保の場合は特別会計、これは公共下水道も、あるいは港湾も、特会はこれは独立採算制ですから、原則は。そういった意味できちっと行政の役割というものを果たしていくことを強く要望します。

それで、国保について、何か国保徴収の相談員みたいなの、あるんですか、二十何名か。あれ新聞に載っていたんですけども。これについてね、どういうふうな役割をしているんですかね。そういう嘱託員を置いてそれらの徴収、収納率が上がらないというのはね、これは再考すべき問題だと思うんですよ。今報酬が幾ら上げているかもわかりませんけども、そういった国保税の収納のためにせっかく配置してある人員が、まさに活用されていないんじゃないかというふうな気がするんですね。それとですね、今本市には1,000名を超える職員いるわけですから、やはりそういった市税の徴収や国保税の徴収ですね、その税の徴収にきちっとして対応するような体制をつくっていくべきだと思うんですよ。市長、いかがですか、これについてね。やはり今さっき、住民の皆さんからも話がありました。赤字財政団体になってはもう大変ですね。一番しわ寄せが来るのは市民です。市民にしわ寄せの来ないような対策をきちっとしてとらなければいけない。そういう意味では、きのう市長が各支所を回ってやっているんですけども、そういうパフォーマンスはもう要らないんですよ。きちっとした具体策を示して、これに向けてこの方針をきちっと立て、この具体策を、目標をきちっとクリアしていく。それをですね、本来ならばこれはもう合併前からやるべき仕事だと思うんですけども、これをですね、今後この具体策を早急に示していただきたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。この点についてもお伺いしたいと思います。お願いします。

#### ◎市長(伊志嶺 亮君)

財政再建についての具体策は、これまでも庁内で論議をしてきました。これからも市民の意見も聞きながら、6月いっぱいには具体策を市民及び職員に示す予定にしております。

#### ◎建設部長(平良富男君)

下水道の赤字の原因というか、人件費。人件費が約1億1,720万かかっております。それから、委託料が9,600万近くかかっています。現在加入率が53.9%ですので、下水道の加入促進に努めていきたいと思います。

港湾特別会計の赤字の原因ですけど、一つはまずトゥリバー地区の売却がまだされていないということと、それからマリーナ、これも使用料を徴収して運営する会計でございます。それがまだうまく機能していないということです。

#### ◎福祉保健部長(上地廣敏君)

滞納者の人数何名か、理由、それから高額滞納額ということでございましたけども、4月の10日現在で239名でございます。理由につきましてはですね、経済的に非常に厳しい状況にあるというふうな方々もたくさんいらっしゃいますしですね、それから中には預貯金等を調べてみますとですね、大分預貯金があるにもかかわらず納めていないというふうな方々も中にはいらっしゃいます。そういった方につきましては、非常に強硬な姿勢で国保の徴収に当たっている職員が今各戸訪問して頑張っているところであります。それから、高額の滞納額ですけれども、約61万6,000円程度であります。

#### ◎池間雅昭君

最後にですね、議案第48号についてお聞きしたいと思います。

今多くの議員が心配をしていることはですね、果たしてこの契約が成立をした後で開発行為が現になされるのかどうかということがみんな危惧していると思うんですね。我々は、当然行政も含めて、議会もそうですけども、市民の財産である公有地を売買するに当たって、将来子々孫々にわたってですね、悔いを残すようなことをしてはいけないと思うんですね。

私はですね、今この契約の問題で一番気になるのは、平良市時代ですかな、トゥリバーがもう売れると、契約保証金も入りますと、ただいま土地代金はもう契約すればすぐ入りますというふうなことで議会が全会一致で承認をして契約をいたしました。ところがですね、この相手会社はこの契約書に記載された事項についてすべてほごにしたんだけれども、平良市がこの会社から損害賠償何も取っていない。理由は何ですか。ないからなんですね。そういう財政力がない、その会社にそういった能力がないから、平良市は今でも取っていないでしょう。こういうふうに売買契約書を結んで、いろんな条項があるんだけれども、そのトゥリバーのときの相手企業との失敗があるだけに、我々がなお一層慎重にならなければいけないんですよ。ですから、この条項に違反をしたら、買い戻します、契約を破棄します、損害賠償取ります、これで初めて効力が発生するわけですね。

私は、ですから一番市長にお聞きしたいのはここなんです。この契約書に違反した場合、本当に担保としてこの契約保証金初め損害賠償、あるいは買い戻しということができるのかどうか、そしてそれができない場合ですね、どういうふうな処理の仕方があるのか、これ非常に大事なことだと思うんですよ。前例があるだけに。この場合どうするんですか。トゥリバーと同じような結果になった場合に、だれがどういうふうな責任をとるんですか。これはね、一番大事なことは、なぜ財務諸表を出しなさいというのは、その企業の体力、資金力、それから経験、これからの将来性、そういったものを知るためにはぜひとも財務諸表というのは必要なんです。それを出せないという会社は、信用できないんじゃないですか。

皆さん方ね、トゥリバーの経験生かしていないんですよ。ですから、きちっとしてこの契約に不履行をした場合に、本当に我々がおっしゃっているような違約金取ったり、あるいは損害賠償取ったり、はっきりした根拠がなければできないという話になるんですね、今の話は。だから、必ずこの財務諸表については提出をしていただきたい。そうでなければこの審議できません。これについて、市長どのようなお考えでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

#### ◎市長(伊志嶺 亮君)

先程の議員の質問に対して総務部長がお答えしたとおりに、しっかりとこれから努力してまいりたいと 思っております。

#### ◎上里 樹君

まず、議案第48号について3件ばかり質疑をしたいと思います。それと、報告第3号で2件質疑をいたします。

まず、議案第48号の市有地の処分についてなんですけども、まず第1に公有地を普通財産にして売却する場合に、その基準となるのは何なのかというところをお伺いしたいと思います。言うなればだれでも買いたいと来たら売るのかということですね。その基準はどうなっているのか、お伺いします。

それから、2点目になぜ1社だけを相手にしたのかということ。

それから、3点目に企業との協定、いわゆる将来に、再三ご指摘があるように、悔いを残さないように、 企業誘致で雇用を拡大し、税収を増やすというのであれば、企業をきちんと社会的責務を果たさせる、そ ういう協定が必要だと思うんです。それを結んでいるのかどうか。以上お伺いします。

それから、報告第3号、これ専決処分なんですけども、私この国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これだけ今滞納がある中で、限度額の引き上げ、これが私は心配しております。今の53万円を56万円にするわけですよね。これがなぜ心配かというと、今ちょうどこういうチラシ、所得税と住民税が変わるぞという、このチラシが配布されています。定率減税の撤廃とか、それから公的年金の控除の撤廃、それから住民税非課税の制度の廃止、それから定率減税の廃止、今年の6月からこれが一気に襲ってくるんですね。ですから、ただですら税率改正をしない中でも、この所得税額ではじかれる関係、今言った四つの廃止によって自動的に負担が増えているんです。ですから、もうこれ以上の負担は耐え切れないというのが市民の置かれている実態だと思います。そういう中で、今所得階層ごとの国保の世帯数、それはどうなっているのか、それをまず1点お伺いします。

それから、どういう世帯がこの限度額、高額納税世帯になっていくのか、簡単ではないと思いますけども、所得だけでもはじけない、世帯割もある、それから資産割もある、そんな中で平均的でいいですから、どういう階層のどういう世帯が対象になっていくのかという、その2点をお伺いします。

#### ◎総務部長(宮川耕次君)

普通財産の譲渡に対してはですね、財務規則253条によりまして、これに基づきまして関係図面及び契約書等々、それから市長が特に認めるものということで納税証明ですね、登記簿関係、そういったものを取り寄せて、一応売却についてはそのように対応してまいりました。

それから、なぜ1社かということですが、先程も申し上げましたように、旧城辺時代からですね、ずっと開発行為の申請をやっておりまして、県知事の許可も得ている。それから、平成24年度までそういった借りているということですね、賃貸関係を結んでいる。そういうことで、そういうところでは1社、もうこれはそうなるのは自然かと思います。

それから、企業との協定ですが、これにつきましては先程も申し上げましたように、譲渡については土地の売買についてはそういった規則に基づいておりますので。ただ、今後の課題としてはですね、そういった社会的いろんな役割とか出てきておりますので、今後そういった方面につきましてはですね、内部でまた検討していただきたいと思います。ただ、協定は特に結んでおりません。

#### ○福祉保健部長(上地廣敏君)

まず、限度額についての所得階層、どういった形になっているのかということでございますけれども、

宮古島市全体で今課税限度額を超える世帯についてちょっと調査した資料ございますので、その資料でお答えをしたいと思いますが、まず700万円以上に所得がある世帯がですね、62世帯であります。それから、500万から700万の世帯が46世帯、300万から500万の世帯が31世帯、100万から300万の世帯が7世帯、それで100万円以下の世帯が2世帯あります。これは、未申告の分も含まれております。これが全体、市全体における世帯の割合、所得に占める世帯の割合であります。

それから、どういった、平均的にということでございますけれども、ちょっと平均を出すのが非常に難しいわけでありましてですね、単純に世帯を分析してみましたので、それによってお答えをしたいと思いますが、まず被保険者数4人いると、夫婦に子供2人と想定した場合ですけれども、その世帯においては所得が366万7,000円程度でありますが、固定資産税が56万1,000円かかっているというふうな世帯も限度額超過になるということであります。それから、仮に1人の世帯でありますけれども、所得が416万2,000円程度の1人世帯でありますが、これも固定資産税額が48万4,000円程度あればですね、限度額を超過する世帯の類に入ってくるというふうなことになっております。

#### ◎議長(友利惠一君)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8件のうち、日程第3、議案第47号及び日程第4、議案第48号の2件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり総務財政委員会に付託いたします。 次に、日程第5、議案第44号から日程第10、報告第3号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第5、議案第44号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第45号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論 の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第46号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

# ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第9、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市固定資産税の課税免除

の特例に関する条例の一部を改正する条例) に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第10、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

# ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午後5時15分)

# 平成19年

# 第4回宮古島市議会(臨時会)会議録

6月4日(月) 最終日 (委員長報告、質疑、討論、表決)

# 平成19年第4回宮古島市議会臨時会議事日程第2号

平成19年6月4日(月)午前10時開議

日程第 1	議案第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特	例に関する条例の	一部を	を改
		正する条例	(委員	長報告	告)
<b># 第</b> 2	" 第48号	市有地の処分について	(	<i>"</i>	)
◎会議に付	した事件				
日程第 1	議案第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特	例に関する条例の	一部を	を改
		正する条例	(委員	長報告	告)
〃 第 2	" 第48号	市有地の処分について	(	<i>"</i>	)
追加日程	意見書案第 3 号	教科書検定に関する意見書	(議会運営委員	<b>員会提出</b>	出)

宮古島市議会 議長 友 利 惠 一 殿

> 総務財政委員会 委員長 前 川 尚 誼

# 委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により 報告します。

記

議案番号	件	名	審査結果
議案	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特	例に関する条例の一部を改正する	<b>姚娃毫太</b>
第47号	条例		継続審査
議案	市有地の処分について		原案可決
第48号	川有地の処分について		尿条 円 伏

# 可決の理由

単価が低いことや地域住人との合意も必要との反対意見や、早期売却による税収、雇用が見込まれるなどの意見があり、採決の結果、賛成・反対同数になり、委員長裁決により原案可決となった。

宮古島市議会 議長 友 利 惠 一 殿

> 総務財政委員会 委員長 前 川 尚 誼

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

# 1. 件 名

議案第47号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

# 2. 理由

議案第47号については、閉会中もなお慎重審査を要する。

#### 平成19年第4回宮古島市議会臨時会会議録

平成19年6月4日

(開議=午前11時02分)

# ◎出席議員(26名)

(閉会=午後零時22分)

議	長 (1 番)	友 利 惠	一 君	議	員(14番)	眞榮城	德 彦	君
副議	長(22")	下 地	智 "	"	(15")	嘉手納	学	<i>"</i>
議	員 (2 ")	仲 間 明	典 "	"	(16")	新 城	啓 世	<i>"</i>
"	(3 ")	池間健	樂 "	"	(17")	上 地	博 通	<i>"</i>
"	(4 ")	新里	聰 "	"	(18")	平 良	隆	<i>"</i>
				"	(19")	亀 濱	玲 子	<i>"</i>
"	(6 ")	佐久本 洋	介 "	"	(20")	上 里	樹	<i>"</i>
"	(7 ")	砂川明	寛 "	"	(21")	與那覇	タズ子	"
				"	(23")	豊見山	恵 栄	"
"	(9 ")	前 川 尚	誼 "	"	(24")	富 永	元 順	<i>"</i>
"	(10")	與那嶺 誓	雄 "	"	(25")	富 浜	浩	<i>"</i>
"	(11")	山 里 雅	彦 "	"	(26 ")	下 地	秀 一	"
"	(12")	池間	豊 "	"	(27")	下 地	明	<i>"</i>
"	(13")	宮 城 英	文 "	"	(28")	池 間	雅昭	"

# ◎欠席議員(1名)

議 員(8番) 棚原芳樹君

# ◎説 明 員

市	長	伊志嶺	亮 君	上野支所長	砂川正吉君
				·	
副市	長	下 地	学 "	消 防 長	伊舎堂 勇 "
総 務 部	長	宮川	耕次"	水 道 局 長	砂川定之"
企画政策部	長	久 貝	智 子 "	総務課長	伊良部 平 師 "
福祉保健部	長	上 地	賽 敏 "	財 政 課 長	石原智男"
経 済 部	長	宮 國	泰 男 "	財政課主幹	石垣明良"
建設部	長	平良	富 男 "	企画調整課長	下地信男"
伊良部総合支所	長	垣 花	恵 "	教 育 長	久 貝 勝 盛 "
平良支所	長	狩 俣	照 雄 "	教 育 部 長	長濱光雄"
城辺支所	長	饒平名	建 次 "	生涯学習部長	二 木 哲 "
下 地 支 所	長	平良	哲 則 "		

# ◎議会事務局職員出席者

 事
 務
 局
 長
 下
 地
 嘉
 春
 君

 次
 長
 荷川取
 辰
 美
 "
 庶
 務
 係
 長
 友
 利
 毅
 彦
 "

 補佐兼議事係長
 砂
 川
 芳
 徳
 "

#### ◎議長(友利惠一君)

これより本日の会議を開きます。

(開議=午前11時02分)

本日の出席議員は26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第47号及び日程第2、議案第48号の計2件を一括議題とし、総務財政委員長から審査結果の報告を求めます。

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

それでは、総務財政委員会審議結果報告を行います。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、継続審査。

議案第48号、市有地の処分について、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条 の規定により申し出ます。

- 1、件名。議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。
  - 2、理由。議案第47号については、閉会中も慎重審査を要する。

以上、報告を終わります。

#### ◎議長(友利惠一君)

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎上地博通君

委員長報告に対して、ちょっと質問をしたいと思います。

まず最初にですね、この市有地売却についての議案は非常に大事な議案だと思っておりますけれども、 これは十分に審議されたと考えているのか、何時間ぐらいされたのか、まずこれが一つですね。

それから、この問題について、これは重要案件であるので、もっと慎重にやった方がいいというような 意見等で、議案第47号と同じように継続審査に付してほしいというような意見等はなかったのか。もしあ ったとすれば、この要求が却下された理由は何だというふうになるのか。

3番目にですね、総務財政委員会でこれは審議されているわけですけれども、これの反対理由、委員から出た反対理由ですね。賛成理由、いろいろあったと思います。これは、可否同数で可決になったということになっておりますけれども、委員長の判断は何を根拠にこれを可決にしたのか。

4番目に、仮契約に至るまでの経過説明とかそういうことはすべて委員会に報告されたのか。仮契約に 至るまでの間の要するに当局側と会社側との話し合いの内容とかですね、どういう条件等をもってこれは 仮契約をするという方法の説明は当局からあったのかなかったのかですね。

それから、5番目にですね、委員会としてこれは非常に大事な意見だと先程も申しましたけれども、この重要な議案を審議するに対して、市民からの意見を聞くべきだというふうな考えはあるんですけれども、これについて委員長は市民から意見を聞くということは考えられなかったのかどうか。

6番目に、この問題は本会議でも取り上げましたけれども、事業計画書とかいろんな必要書類が添付されることになっているはずでありますが、これの添付書類は委員会に提出されたのか。もしされていなかったとしたら、委員長はこの書類の提出を求めて、この議案が要するに適切に判断できる状況を委員の対して与えたのかどうなのか。

7番目に、譲渡価格は平米1,000円ということになっておりますけれども、これについての委員会の審議の中身はどうだったのか、安いとか高いとかいろいろあったと思うんですけれども、こういう意見は出なかったのかどうなのか。

8番目に、城辺町時代にはこの土地は一応貸借ということで貸してあります。開発許可も出してあります。しかし、市が開発許可は出してありますから、企業側は開発をしようと思えば開発できる状況になっていると思うんですが、これができておりません。なぜ市はそれを売ろうとしたかという説明をですね、企業側は開発をしないで、どうして借りている土地を買いたいというふうに申し出たのか、この説明は市当局からはなされたのかどうなのか、こういうことをまとめてお聞きしたいと思います。これは非常に大事なことでありますから、委員会でどれだけの判断を下せるかを示されるような資料、そういうものが提出されていないとした場合には、じゃ委員会は何をもってこれを審査したのかも加えてお聞きしたいと思います。

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

それでは、お答えしたいと思いますが、余り多過ぎて、書き漏らしたのがありますので、また後で聞いてくださいね。

時間についてでありますが、時間は2時間ぐらいですか。一日じゅうの中でのずっと話し合いをしてきて、委員会の中では多分2時間ぐらいじゃないかなというふうに感じております。

(「10時から6時まで」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

10時から6時までで、二つの事件がありましたので、正式に何時間ということはちょっとここでは、私だけでは……

(議員の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

はい。継続審査した方がいいんじゃないかということは、なかったと私は思っております。その議案第48号についてはですよ。

3番目に、委員長がなぜ賛成に回ったかということですよね。

(「賛成理由、反対理由いろいろ……」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

反対理由はですね、単価が低いんじゃないかという意見もありましたし、妥当じゃないかという意見も

ありましたし、また早期に売却して税収とか雇用の面も見込まれるのでということで、私も賛成に回りま した。

市民からの意見を聞きましたかということでありますが、これに対しては新聞等でも説明等がいろいろ、企業側が来て説明をしておりましたので、市民の方には知らされていると思いますが、市民から直接意見は聞いてはおりません。先程もおっしゃったように、単価については低いんじゃないかという意見はありました。

残りは何だったっけな……いいですか。

(「地域住民説明会、されたかどうかという……」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

地域住民への説明。

(「当局側から」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

そこはちょっと私、委員会ではちょっと説明はなかったです。

(「書類が出されたかどうか、それ求められたかどうか」 の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

書類については、企業の出せる範囲内での例えば通帳の残高証明とかですね、そういうのも一応出して あります。財務諸表とかというのは出ておりません。これは多分……

(「当局の方に求められたかという……」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

求めはしてありません。これは、範囲内じゃないかと、別に特別売るためにあれする必要はないんじゃないかという判断で、私の方は求めておりません。

(「城辺町時代に開発許可してあるはずなんだけど、これ結局開発していいというふうにして貸してあるわけですね。それをそのときに開発をしないでね、今売りたいというような説明は、当局からどういうふうに説明があったんですか」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

売りたいということについて……

(「結局貸してある期間はあと5年残っているわけですよ。その5年の間に開発するようになっているわけだけども、その5年の間に、借りている期間は残っているのに、なぜあえてこれを貸すんじゃなくて売るのかという説明は当局に求められたのか、当局から説明あったか」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

特別にその件についてはなかったと思います。

#### ◎上地博通君

今委員長の方から答弁がありましたけれども、私が聞いていることについて余り答弁がされておりません。これは、なぜ委員長はこういう大事な委員会の審査のときに、最低限必要である、じゃ委員会は何をもってこの判断を下すかというような判断材料になるような書類さえも求めなかったのはなぜなのかですね。これは、当局はこれについて説明する責任もあったなずなんですが、なぜそれができていないのか。今の話で……

(議員の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時16分)

再開いたします。

(再開=午前11時16分)

質疑について、一問一答にならないよう委員長、しっかり聞いて、しっかり答えてくださいね。

#### ◎上地博通君

じゃ、最初からやりますね。

審議時間というのは、私は聞いている範囲では、どうも1時間半とか2時間、委員長も2時間ぐらいかなという話をしていましたけども、これだけの時間内でこの重要案件というのを審議するのに十分であったかどうかというのを非常に疑問を感じております。この中で、いろんな書類も提出されなかったと言うんだけれども、これを求めていくような態勢はなぜできなかったのか。これをやる気が最初からなかったのかどうなのか、これをまずもう一度答弁お願いします。

それから、最初継続審議の要求はあったのかということに対して、なかったということを答弁されておりますが、これは私が委員の間から聞いた話によりますと、継続審査の申し出をしても却下されたということになっておりますが、これどれが正解なのか、もう一度はっきりした答弁をお願いします。

(「議長、休憩願います」の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

今質疑中ですのでね。

(議員の声あり)

# ◎議長(友利惠一君)

質疑中ですから。

(議員の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩します。

(休憩=午前11時18分)

再開いたします。

#### ◎上地博通君

3番目にですね、これは総務財政委員会は可否同数であったわけですから、委員長がこれを賛成をしておりますが、先程早目に売った方がいいということで、もう財政逼迫の折ということで賛成したということでありますけれども、いろんな意見があったことだと思うんですよ、その委員会の中でですね。その中で、委員長はこれが本当に判断できるほどの材料をもってこれを判断したのかどうなのかですね。

4番目に、仮契約までどういう経過措置がなされたかということを聞きましたけれども、これについては何も触れられておりませんでした。これは、旧城辺町時代から、この土地については賃貸契約がなされているわけですから、いろんなことを聞いて、今までどういう状況だったかということが説明されているべきだと私は考えましたけれども、これについて当局側からそういう説明を求めるということはなかったのかどうなのか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、5番目の委員会として市民に対してこの案件についての意見とか、そういう意見の聴取とかをやってもいいと私は思っておりますし、本会議の間じゅうも、この問題は地域住民にとっても15年前の開発許可が本当に有効なのかどうかも含めて、もう一度検討した方がいいということを申し上げておりましたけども、この住民からの意見というものを吸い上げる必要はないと考えたのかどうなのかですね、委員会ではこの話し合いはされたのかどうなのか、この辺もお聞きしたいと思います。

それから、その事業計画等の書類が提出されなかったということを聞いておりますが、これは委員会としてこういう書類もすべて整えて、初めて判断ができると思うんですけれども、それがなされずにですね、何も書類も出てこない、事業計画等も出してこない。これは、市有地の売却についてはこういう書類を添付しなけりゃいけないということに規則上もなっていると思うんですが、この添付さえもされていない状況で売却がなされたと、要するにこれを委員会で審議もしなかったというのはどういう理由なのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、その……

(「財務諸表」の声あり)

#### ◎上地博通君

そうですね。

譲渡価格等についての問題も出たと思うんですが、これを本当に地域の価格に合わせてね、今取引されているような価格にあわせて、適正と判断したということは、ただ当局が要するに土地評価価格がこれで適正だからということでされたのかどうなのか。これは、土地の評価というものはとりようによって幾らでもとれるということを聞いております。とり方によってはいろんな値段が違うと。例えばこの場合に、この土地を原野として評価をしてもらいたいという評価の仕方と、リゾート地として開発をしたいというときの評価とはまるっきり違うということを聞いておりますけれども、こういうような話は委員会の中では出なかったのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

判断の書類といったかな、1番目は。なぜ委員長がやったかということですよね。

(議員の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時23分)

再開いたします。

(再開=午前11時26分)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

それでは、委員長の判断はということでありますので、これについては先程も申したように、単価が安いとか、また意見もあったし、それに対して早期にやっぱり売買して、雇用の創設とか、税収の問題とかというのもありましたので、採決に至って私はそれを判断して、委員長は賛成ということでまいりました。 書類等についてはですね、一応こういうふうに提出されましたので、土地売買についての役所としてのものについては納税証明書とかというのもちゃんとついておりますので、私はそれでよかろうと思っております。

(「おい、登記簿謄本どうした」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

登記簿謄本もちゃんと入っております。前、役所から渡した書類にはちゃんと入っております。そういうことで、役所としての企業からののに関しては、これでよかろうということで私は判断いたしました。 時間についてはですね、やっぱり平成18年度の当初予算の方にも計上されながら、議会では可決されましたが、その原案、仮契約等ができなかったのを理由に取り下げましたので、いろんな形でこういうのが説明が十分じゃなかったかなというふうに判断しております。

#### ◎砂川明寛君

この保良の土地はですね、確かに20年間、旧城辺町が賃貸契約をしておりますよね。それで、今なぜ仮契約でオーケーと出ているのに開発もしていないんですよ。それは、実際に開発する力がないから、今までやらなかったわけでしょう。ですから、判断する材料をよこせと我々言っているわけですよ。開発する材料、本当に力がこの人たちにあるのかどうかね。はっきりそうでしょう、今まで実績ないんだから。

それで次に、皆さん保良の人間、みんな反対していますよね。きのうも臨時会を起こしています。これ でどうするんですか。

委員長、委員長一人で、この雇用が、確かに雇用や何やと言っております。財政も逼迫しております。 今判断を下すというのが私は厳しいと言っているわけですよ。継続審議にしてでもいいから、やってきた らどうかと。だから、委員長、継続審議にしてくれという話が出たかといったら、委員長は出ませんでし たと言っているでしょう。委員長、どうですか。

(議員の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時30分)

再開いたします。

(再開=午前11時36分)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

継続審議にした方がいいんじゃないかということについては、ちょっとじゃ私が聞き漏らした可能性も ありますので、大変……

(議員の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

慎重審議をした方がいいんじゃないかというふうには一応聞いて、覚えておりますけど……

(「ありましたでしょう」の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

慎重審議をする必要があるんじゃないかというふうには覚えておりますけど、継続審査をした方がいいんじゃないかというのは、ちょっと僕が聞き漏らした可能性もありますので、その点についてはもし聞き漏らしているんであればおわびしたいと思います。

(議員の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時37分)

再開します。

(再開=午前11時39分)

#### ◎砂川明寛君

これは、今開発すぐ進めるというのがね、私たちには納得できません。そして、委員長も継続審議をしてくれと言ったかという、そしたらそういう報告はありませんでしたと言いましたよね。ですから、私はどうですかと聞いたら、委員長は報告しないでしょう。そうなったらそれで、すぐ来て、ああ、そういうあれはありませんでしたと言うのが普通でしょう。

今の段階ではね、私ははっきり言ってこの開発というものはね、賛成もできません、反対もできませんですよ。実際になぜ急に今やろうとするんですか。委員長もそれをさっとやったもんだから、おかしいなと委員長に言っているんですよ。これ確かに重要案件であれば、それはそう。だから、私はもう一度継続審議にしたらどうですかと委員長に聞いているわけです。委員長は、それを答えればいいんじゃないですか。

(議員の声あり)

#### ◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

先程も答弁したようにですね、慎重審議をした方がいいんじゃないかというふうに私は受けとめておりましたが、継続審議をした方がいいんじゃないかということについては、ちょっと私が聞き漏らしているかもわかりませんので、それについては後でまた調べて、間違っているんであれば素直に謝っていきたいと思っております。

開発とかについてはですね、先程も言ったように、平成18年度の宮古島市の予算にも計上されながら、いろんなことを進めてきたわけですが、その中でやっぱり仮契約をしないで予算計上をしたというので取り下げたということもありますので、開発はもう前から進めながら、今度はちゃんとした形で議員の皆さ

んにも企業もいらっしゃって説明を、こういうぐあいで事業を展開したいと、開発したいということで説明をして、仮契約をして議案提出していただいて、それから本会議に出して委員会でも審議したということでありますので、そのようにご理解していただきたいと思います。

#### ◎議長(友利惠一君)

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第1、議案第47号については、総務財政委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がなされております。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時44分)

再開いたします。

(再開=午前11時55分)

次に、日程第2、議案第48号、市有地の処分について、討論に入ります。 討論があれば発言を許します。

# ◎下地 明君

本臨時会提出議案第48号、市有地の処分について、反対討論を行います。

市当局は、旧城辺町が永久に売却しない方針で守ってきた東平安名崎と隣接した土地処分について、城 辺地域審議委員会や、特に今日も大勢の方が見えておりますが、保良地域住民の方への何の説明もなく、 地域との合意形成の得られないまま土地売買の仮契約書が取り交わされたことは大変疑問でなりません。

売却地に面した砂浜及び海岸は、保良地域住民の生活の場であり、心のよりどころである。そのようなことから、ほとんどの地域住民が売却に反対である。また、売却地が小さな宮古島市において日本百景に選ばれた風光明媚で、宮古島へ観光客誘致への最も重要な場所で、宮古島市の大事な財産であり、現在市が年間でこの借地料を全体として708万余、そしてこの売却予定地だけでも年間419万円の借地料が宮古島市に毎年入っております。しかし、当局は財政逼迫を理由に、18万9,278平米の地域を1億9,946万6,990円の余りにも安価で売却することについて、不可解でなりません。しかも、最近同城辺地域内で高級リゾートホテル建設計画での土地取引価格と比較すると、非常に安価な売却金額であると聞いている。

なお、土地売買本契約については議会の議決をもって成立するとなっておりますが、契約書の第12条、

指定用途等の変更、第13条、売買土地の譲渡禁止等の諸承認事項が議会への報告義務が定められていなく、 疑問である。

ほかにもいろいろとありますが、以上を申し上げまして、反対の討論といたします。

#### ◎下地 智君

この議案に対して、賛成の立場から討論を行いたいと思っております。

まず、行政の継続とは何かということをかんがみてみますと、この事業はですね、森田町政時代、昭和62年2月、12月、保良、吉野の地域の皆さんと同意書を交わしたのを皮切りにですね、城辺町の地域活性化の起爆剤として非常に大きな期待がされた事業でありまして、これは仲間町政に引き継がれ、そして今宮古島市に引き継がれている大事な事業だというふうに認識しております。

肝心のこの町有地の賃貸売却については、これは協定覚書の6条で事業計画に必要な町有地を甲は乙に優先的に提供、貸与あるいは売却するものとうたわれていまして、これは当然今でも生きているものだというふうに思っております。

2点目に、地域の活性化の面から考えますと、この開発で、聞くところによりますと約200名ほどのですね、雇用効果をもたらす。そして、財政面から考えてみましてもですね、逼迫した今本市の財政状況を考慮したとき、2億円の売却収益が上がる、そしてその開発に伴ってですね、いろんな固定資産税等税収が多く見込まれるということも、これは非常に大事な点だというふうに思います。仮にこの議案が通らないでですね、平成24年まで借地権を有する吉野さん以外に開発行為ができないわけですから、この開発行為がさらに延長、凍結していくことが懸念されるわけですから、非常にこれも問題だなというふうに思っております。

最後になりますが、開発に当たってですね、やはり行政側が地域の皆さんと密接な連携を持ってですね、 開発行為で地域の皆さんに支障を来さないと、これが私の要望の一つとしてぜひお願いしたいなと思って おります。

以上の点から、この議案に対し、賛成したいと思います。

#### ◎池間雅昭君

私は、議案第48号、市有地の処分について、反対の立場で討論を行いたいというふうに思っております。この土地の賃貸契約の経過については、今さっき下地明議員からご説明がございました。やはり城辺町時代におきましても、町民の財産というものは安易に売買してはならない、売り渡してはならない、そういう大きな堅い決意のもとで、当時の仲間克町長初め城辺町議会、全会一致で売買を否決し、そしてやはりこの地においては賃貸をもって開発行為をさせていく、こういう旧城辺町を含めた先人の思いが込められた大変重要な地域でございます。また、この地域は、保良地区の方々初め、吉野地区の方々はもとより、旧城辺町民の方々が幼少のころより自由に出入りをして、生活のための漁業をするのみならず、本当に心のいやされる憩いの場として、町民、旧町民から、あるいは現在に至っては宮古島市民から大いに活用されている大変大事な地域であります。また、日本百景に指定されております東平安名崎のこの百景とともにする大変大事な自然を形成している地域でございます。

私は、総務財政委員会での審議を踏まえて、反対の理由を述べていくんですけれども、まずこういった 大事な宮古島市の将来を左右するような大きな問題について、たった1日しか、それもたったの1時間か ら1時間半しか審議もしないで売却するという委員会の採決については、私は甚だ疑問であります。やはりこのような大事な案件につきましては市民の意見もよく聞いて、そして多くの判断資料も求めて、議会議員として、委員会として、きちっとして慎重に審議をして判断を出していく、こういうことでなければならないわけであります。したがいまして、私は慎重に審査をして、これは工事の契約案件じゃないですよと、こういう大事な問題は継続審議にして慎重に審議をしましょうとお願いしましたけども、残念なことに委員会でそれは通りませんでした。

皆さんですね、私はこの委員会審議を通じて、市長はまずこの審議に当たって、譲渡申請に添付されるのに必要な登記簿謄本も添付されていない、事業計画についてもされていない、あるいはですね、その仮契約に至った経過とその理由についても委員会で説明ができない、あるいは協議書や、あるいは起案書、業務日誌、そして市長が決裁に至った過程についても何ら説明がなされていない。こういうふうに議員が判断するための重要な資料の提出もなく、当局からの説明責任もなされない中で、私は委員会において委員長裁決で可決としたことに大いに疑問を呈するものであります。

さらに、これらについては、今後もっともっと慎重に審議をして、私はですね、この企業をこれっぽっちも批判する気持ちはありません。企業は営利が目的ですから、そういったことで自分の営業利益のために契約するのは当然であります。しかし、市は、市長はまず第一に市民の福利厚生を考えなければいけない。何が市民のためになるのか、すなわち市民の目線に立ってこういうことはしなければならないというふうに思います。私は、今回のこの議案第48号については、まさに市民の目線に立って判断をすべきか、あるいは企業の利益という立場に立って、目線に立って判断をすべきか、これを問われる大事な案件だというふうに思っております。

以上の理由で、私は断固として反対を表明いたします。

#### ◎仲間明典君

今の議案第48号に賛成討論をしたいと思います。

手短に3点ございます。一つは、宮古島市が生まれて、それで今の財政状況から考えて、少しでも収入があるものはいい値で売買と、そういう意味で財政状況から考えて、こういう市有地の売買というのは妥当だろうというのが1点です。

2点目は、先程副議長も言っていたんですが、その税収ですね、それと波及効果、特にその固定資産税とか、あるいはその波及効果の中で雇用もあるし、それから建設費もあるし、もう一つは宮古島市のいろんな特産品というか農水産物もそこで処理してくれると、規模が大きいですからね。そういう意味でも非常に大事だと。

それから、3点目は、よくわかりやすいんですけど、恩納村ですね。恩納村は、景勝地にたくさんのリゾートがあります。そのリゾートから入ってくる収入というのはばかにならない。それから、人の流れができると。そういう意味で、宮古の観光の新しいインパクトというかね、そういうのができると。そういう意味で、特に一番いい景勝地ですから、多くの観光客も呼べるだろうし、そういう意味で宮古の公共工事に依存している体質から観光に経済がスライドしていく、そういう意味でも非常に大事なことじゃないかというふうに考えます。

そういう意味で賛成いたします。

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

#### ◎亀濱玲子君

休憩お願いいたします。

# ◎議長(友利惠一君)

休憩いたします。

(休憩=午後零時10分)

(亀濱玲子君、上里樹君、退席)

# ◎議長(友利惠一君)

再開いたします。

(再開=午後零時13分)

これより議案第48号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

#### ◎議長(友利惠一君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

(亀濱玲子君、上里樹君、着席)

#### ◎議会運営委員会委員長(豊見山恵栄君)

教科書検定に関する意見書について、急施事件と認定の上、本日の日程に追加し、ご審議いただく動議 を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ただいま議会運営委員長から教科書検定に関する意見書について、急施事件と認定し、本日の日程に追加されるよう動議があり、所定の賛成があります。

お諮りいたします。本件は急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

# ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、教科書検定に関する意見書を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これより追加日程、意見書案第3号、教科書検定に関する意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩=午後零時15分)

(再開=午後零時17分)

#### ◎議会運営委員会委員長(豊見山恵栄君)

急施事件としてご賛同いただき、ありがとうございます。

意見書案第3号、教科書検定に関する意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成19年6月4日、宮古島市議会議長、友利惠一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

#### 教科書検定に関する意見書

2008年度から使用される高校教科書検定結果の公表によると、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「日本軍による強制または命令は断定できない」との検定意見により、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させられていたことが明らかになった。

その根拠として文部科学省は、日本軍による命令を否定する学説が出てきていることや、自決を命じた とされる元軍人らが起こした裁判などを挙げている。

しかしながら、係争中の裁判を理由にし、かつ一方の当事者の主張のみを取り上げることは、文部科学 省自らが課す検定基準である「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」を 逸脱するばかりか、体験者による数多くの証言や、歴史的事実を否定しようとするものである。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍による命令・強制・誘導等なしに、起こりえなかったことは紛れもない事実であり、そのことがゆがめられることは、悲惨な地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられてきた沖縄県民にとって、到底容認できるものではない。

よって当市議会は、沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再び起こることがないようにするために も、今回の検定意見が速やかに撤回されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月4日 宮古島市議会

あて先、内閣総理大臣、文部科学大臣。

文案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

#### ◎議長(友利惠一君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これより議題となっております意見書案第3号について質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて質疑を終結いたします。

委員会提出の議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないこととなっております。

したがいまして、直ちに処理いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

これより意見書案第3号、教科書検定に関する意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

# ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま議決されました議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理 を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利惠一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成19年第4回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午後零時22分)

上記のとおり会議の顚末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年6月4日

宮古島市議会

議長友利惠一

議員下地明

ッ 與那覇 タズ子